ふじさわ子ども読書プラン 2030

～第５次藤沢市子ども読書活動推進計画～

（案）

目　次

第１章　子どもの読書活動の意義と計画の位置づけ

1　子どもにとっての読書活動の意義 1
2　子ども読書活動推進計画の位置づけ 4

第２章　子どもの読書活動をめぐる状況

1　アンケート調査からみられる状況 9
2　第４次計画における取組の評価 21
3　取組の評価と、アンケート調査等から見えてきた課題 26

第３章　第５次計画の基本理念と施策の方向性

1　計画の基本的な考え方 29
2　計画推進のためのそれぞれの役割 33
3　施策の体系 37
4　施策の体系イメージ 38

第４章　施策の展開

1　家庭における読書活動への支援 40
2　学校における読書活動の推進 45
3　地域における読書活動の推進 48
4　専門・関係機関による読書活動の支援と連携 51

資料編

1　第５次藤沢市子ども読書活動推進計画の策定経過 53
2　藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱・委員名簿 55
3　藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会設置要綱・委員名簿 59
4　藤沢市子ども読書活動推進会議の設置及び運営に関する要綱 62
5　パブリックコメント（市民意見公募）の実施概要と結果 63
6　関係法令 64
7　参考文献及び資料一覧 67

第１章

子どもの読書活動の意義と計画の位置づけ

1　子どもにとっての読書活動の意義

近年、ＳＮＳや動画コンテンツ、生成ＡＩ等、デジタルメディアの多様化と普及により、子どもたちの情報との関わり方や学びのスタイルが大きく変化しています。こうした中で、幼児期から読書に親しむ機会のあり方が多様化する一方で、読書との接点が薄れる「読書離れ」や、「活字に触れる習慣の希薄化」が懸念されています。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次基本計画）」によると、小学生から高校生までの子どもの不読率は、令和２年度末から令和３年度当初に実施された新型コロナウイルス感染拡大防止のための全国一斉臨時休校を経て、令和元年度の34.4%から令和３年度には38.5%まで上昇しています。また、令和元年度と令和２年度との比較において、不読率の上昇が他の学年と比較して大きかった学年は、令和２年度に小学校２年生、小学校３年生、中学校１年生及び高校１年生であり、全国一斉臨時休校が、自宅学習の難しい小学校低学年や、中学校、高校に進学した直後の学年の読書習慣の形成に影響を与えたことが示唆されています。同じく、令和元年度から令和２年度において本を読む時間が減少した一方で、漫画や雑誌を読む時間が増加したこと等が指摘されています。

子どもの読書活動は、言葉の力を育み、想像する楽しさや他者への共感力を育て、表現する力や考える力を伸ばす上で、欠かせないものです。また、社会が大きな転換期を迎える今、人生 100 年時代を見据え、生涯にわたって学び続けるための土台としても、読書は大きな役割を担うものです。

そのため、子どもたちが自然と本に親しみ、日常的に読書を楽しめるような環境を整え、家庭、地域、学校、専門・関係機関で子どもの読書活動を支えることが、これまで以上に大切になっています。

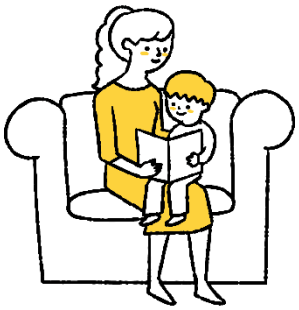

「読書」とは

本の扉を開く自発的な行為としての読書。
読書には、人が生きていく上で大切な魅力あふれるものが隠されています。

読書は、私自身に向きあう機会を与えてくれます。

読書は、他人が私と同じように、かけがえのないものであることを教えてくれます。

読書は、人の尊さや愚かさを気付かせてくれます。

読書は、世界には、さまざまな思い、考え、価値観などが存在することを教えてくれます。

読書は、世界に存在している生き物や自然などの大切さを気付かせてくれます。

読書は、さまざまな疑問や悩みに、ヒントや答えを与えてくれます。

読書は、昔のことや、遙か遠くのこと、見ることのできない世界についても教えてくれます。

読書は、読む人のペースにあわせ、何度でも繰り返し振り返ることができます。

読書は、知ることと同時に私たちに感動を与えてくれることもあります。

読書は、テレビやインターネットなどとは異なる楽しさや情報を、日々の暮らしに与えてくれます。

読書は、マルチメディアが発達した情報社会にあっても、人が豊かに生きていく上でなくてはならないものです。

読書は、人の言葉を豊かにし、感性を磨き、創造力を高め、生きる力を与えてくれます。

子どもの発達段階ごとの特徴と必要な働きかけ

【発達段階】	《　読書活動に関わる特徴　》	《　必要な働きかけ　》
妊娠期 乳幼児期（0～5歳）	○ **乳児期は、**保護者等や周囲の大人からの語りかけを通して心と言葉が育まれ、安心感や信頼感が築かれます。 ○ **幼児期は、**自分の思いを言葉で伝えようとする力が育つ時期です。絵本等※1に興味を持ち、お気に入りの本を繰り返し手にするようになります。	✧ 家庭では、保護者等をはじめ周りの大人が子どもの読書活動の意義や重要性を理解し、語りかけやスキンシップ等とともに、絵本等の読み聞かせをしてあげることが大切です。そして、絵本等を読んであげる時は、大人も子どもと一緒に楽しむことが大事です。 ✧ おはなし会※2等の機会を積極的に活用したり、幼い頃から地域の図書館・図書室等を一緒に利用したりするなど、子どもが本に触れる機会をできるだけ多く作ってあげることが大切です。
小学生期（6～12歳）	○ **小学校低学年期は、**保護者等による読み聞かせがまだまだ必要な時期です。少しずつ長文も読めるようになり、興味・関心の広がりに伴い読書の対象も徐々に広がってきます。 ○ **小学校高学年期になると、**興味や関心が大きく広がってきます。読む楽しさを知り、自分の目的にあった本を読もうとする子が増えてきます。	✧ 家庭では、低学年児に対し引き続き読み聞かせをしてあげるとともに、保護者等も読書に親しむようにし、子どもと一緒に家庭での読書活動を楽しむことが大事です。 ✧ 学校の図書館（図書室）や地域の図書館・図書室等が子どもにとって利用しやすいものとなるよう、配慮していくことも必要です。 ✧ 高学年児に対しては、地域の子どもに関わる施設等も活用しながら、本を選択し、読む楽しさを体感できる環境づくりを進めていく必要があります。
中学生・高校生期（13～18歳）	○ **中学生・高校生期**では、本との付き合い方がさらに多分野に拡大し、さまざまな悩みや生き方の方向性を求めるなど、質的にも深まりを求めます。 ○ 一方で、学業や部活動等、時間に追われる生活スタイルになるにつれて、読書から離れる傾向がさらに進みやすい時期です。	✧ 読書を強制したり、干渉したりするのではなく、一人ひとりの興味や関心にあった本との出会いを自ら求め、達成できるよう、周囲の大人はあたたかいまなざしで見守ってあげることが大切です。 ✧ “かけがえのない一冊”に出会えるよう、保護者等の働きかけや、個々の子どもに応じた適切なレファレンスや読書相談、情報提供等が必要です。 ✧ 忙しい生活の中で読書から離れてしまう子どもたちが、学校の図書館（図書室）や地域の図書館・図書室等、地域施設等を活用し、生涯にわたる読書習慣につながることができるように、利用しやすい読書環境づくりや、機会の提供等により、支援していくことが必要です。

※1　絵本等：乳幼児期の子どもが楽しめるような紙芝居やわらべうたも含まれます。
※2　おはなし会：図書館等で、子どもに向けて、図書館員やボランティアによって行われる、おはなしや絵本、紙芝居等の読み聞かせの会のことです。

2 子ども読書活動推進計画の位置づけ

（1）計画策定の背景　～国・県の動向～

「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後、国及び県では様々な取組を実施してきました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後の国・県・市の取組

年月		国の主な動き	国の子ども読書の主な動き	神奈川県・藤沢市の主な動き
2001 年（平成 13 年）	12 月		「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行 ※毎年４月 23 日を「子ども読書の日」と定め、子どもが自主的に読書活動を行うことができるようにするための国及び地方公共団体の責務を明らかにした。	
2002 年（平成 14 年）	８月		「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）の策定	
2004 年（平成 16 年）	１月			「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2005 年（平成 17 年）	７月	「文字・活字文化振興法」施行		
2006 年（平成 18 年）	３月			「藤沢市子ども読書活動推進計画」の策定
	12 月	改正「教育基本法」施行		
2007 年（平成 19 年）	６月	改正「学校教育法」公布		
2008 年（平成 20 年）	３月	「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」「幼稚園教育要領」の改正	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）の策定	
	６月	改正「社会教育法」「図書館法」施行 国民読書年に関する国会決議		
2009 年（平成 21 年）	７月			「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2011 年（平成 23 年）	３月			「ふじさわ子ども読書プラン 2015 第２次藤沢市子ども読書活動推進計画」の策定
2012 年（平成 24 年）	12 月	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正		
2013 年（平成 25 年）	５月		「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）の策定	

年月		国の主な動き	国の子ども読書の主な動き	神奈川県・藤沢市の主な動き
2014 年（平成 26 年）	４月	「学校図書館法」の一部改正 ※「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として学校司書※3を置くことが努力義務として明記された。		「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2015 年（平成 27 年）	４月	改正「学校図書館法」施行		
2016 年（平成 28 年）	３月			「ふじさわ子ども読書プラン 2020 第３次藤沢市子ども読書活動推進計画 」の策定
2017 年（平成 29 年）	３月	学習指導要領の告示（小学校・中学校）		
	４月	特別支援学校学習指導要領の告示（小学部・中学部）		
2018 年（平成 30 年）	３月	学習指導要領の告示（高等学校）		
	４月		「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）の策定	
2019 年（平成 31 年）	３月			「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2019 年（令和元年）	７月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行		
2021 年（令和３年）	３月			「ふじさわ子ども読書プラン 2025 第４次藤沢市子ども読書活動推進計画 」の策定
2023 年（令和５年）	３月		「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次）の策定	
2024 年（令和６年）	３月			「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定

※3　学校司書：司書教諭※4 とともに、学校図書館に関わる仕事を主に行う事務職員のことです。2015 年（平成 27 年）４月に施行された改正学校図書館法では、学校司書を「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と位置づけ、その配置に努めることや資質向上のための措置を講ずることに努めるよう示しています。

※4　司書教諭：学校図書館法に基づき、学校図書館司書教諭講習を受講して「司書教諭」の資格を取得し、学校内の役割として司書教諭となるよう命じられた教諭のことです。学校図書館の専門的職務にあたる役割を担っています。

（２）計画策定の目的

本市では、国及び県の計画を踏まえ、子どもの発達段階に応じた課題や、家庭、学校、地域のそれぞれの役割を考慮しながら、次のとおり段階的に計画を策定し、取組を進めてきました。

2006年（平成18年）３月　「藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第１次計画」という）
2011年（平成23年）３月　「ふじさわ子ども読書プラン2015　第２次藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第２次計画」という）
2016年（平成28年）３月　「ふじさわ子ども読書プラン2020　第３次藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第３次計画」という）
2021年（令和３年）３月　「ふじさわ子ども読書プラン2025　第４次藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第４次計画」という）

この度、第４次計画期間の最終年度を迎え、これまでの計画に基づく取組の成果を検証し、すべての子どもが本に出会い、言葉に触れ、本を身近に感じられる環境をより充実させるために、残された課題や変わりゆく社会状況を踏まえて、子どもの読書活動がより一層効果的に展開される状態を目指して、新たな計画「ふじさわ子ども読書プラン2030　第５次藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第５次計画」という）を策定するものです。

（３）計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条第２項に基づき策定する、市町村子ども読書活動推進計画です。本市における第５次の計画として、市全体で子どもの読書活動を進めていくための基本理念と目標を掲げ、その実現に向けた施策と取組を示しています。

また、こうした取組は、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）が示すゴールと整合が図られています。

この計画は、「藤沢市教育振興基本計画」等、他の関連計画とのつながりを意識しながら、市としての一貫した方針のもとに、施策や事業の連携・調整を図り、子どもたちが本に親しみやすい環境を広げていくことを目指します。

なお、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（2023年（令和５年）３月策定）や神奈川県の「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」（2024年（令和６年）３月策定）との整合性にも配慮するとともに、第４次計画期間における取組の成果や課題の検証に基づく計画とします。

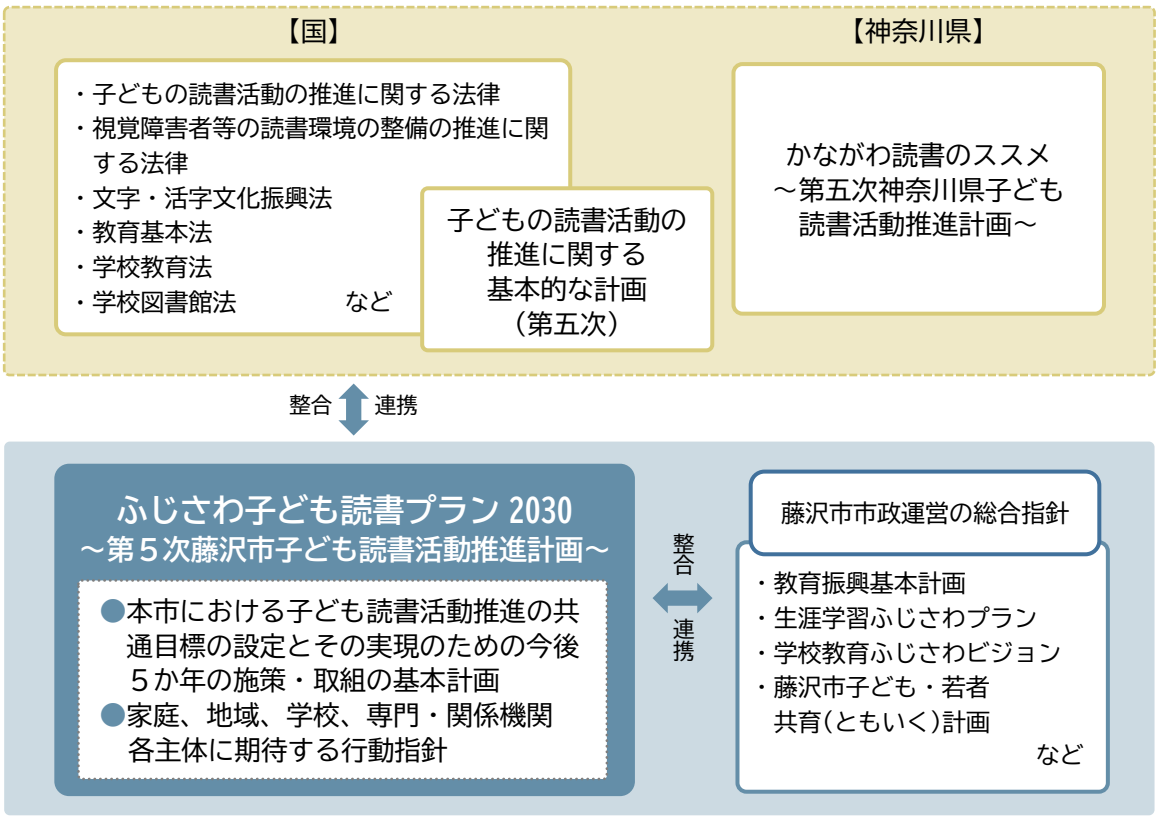

■ 本計画で関連すると考えられるＳＤＧｓの目標

藤沢市こども読書活動推進計画関連目標		
4 質の高い教育をみんなに　質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう　人や国の不平等をなくそう	17 パートナーシップで目標を達成しよう　パートナーシップで目標を達成しよう
16 平和と公正をすべての人に　平和と公正をすべての人に	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	

（４）計画の期間

この計画の期間は、令和８年度から令和12年度までの５年間とします。ただし、社会状況の変化等により、計画期間中であっても必要に応じて見直す場合があります。

令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
第４次計画	ふじさわ子ども読書プラン 2030					次期計画

（５）計画の対象

この計画の対象は、０歳からおおむね18歳までの子どもとします。

また、保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わるすべての市民や地域、学校、専門・関係機関も対象としています。

第２章

子どもの読書活動をめぐる状況

1　アンケート調査からみられる状況

子どもの読書活動に関する市民の様々な意識やニーズを調査・把握しました。

「藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査」の概要

・　調査目的

令和８年度からの計画を改定するにあたり、子どもの読書活動に関する市民の様々な意識やニーズを調査・把握します。

・調査対象者・回収数

調査対象者	回収数
小学２年生	186
小学５年生	431
中学２年生	340
16～17歳	232
保護者（幼児、小学２年生・５年生、中学２年生、16～17歳）	723
合計	1,912

・　調査実施期間

①令和６年12月１日（日）０時から令和６年12月27日（金）23時59分まで
②令和７年９月８日（月）０時から令和７年10月30日（木）23時59分まで（追加実施）

・　回答方法

①ハガキにe-kanagawaの回答フォームにつながる二次元コードを印字し、電子によるアンケート調査を実施
②メール配信ツールやアンケート調査票の配布・回収によるアンケート調査を実施

・　調査項目

①日頃の読書の状況について
②地域の図書館について
③学校の図書館について
④「朝の読書」について
⑤子どもの読書活動の支援について

（１）日頃の読書状況について

・ 本を読むことの好き嫌い

本を読むことについて、「好き」「どちらかというと好き」を合わせた好感度は、「保護者」が84.7%、「小学２年生」が93.6%、「小学５年生」が86.5%、「中学２年生」が79.7%、「16～17歳」が82.3%と、全体的に高くなっています。

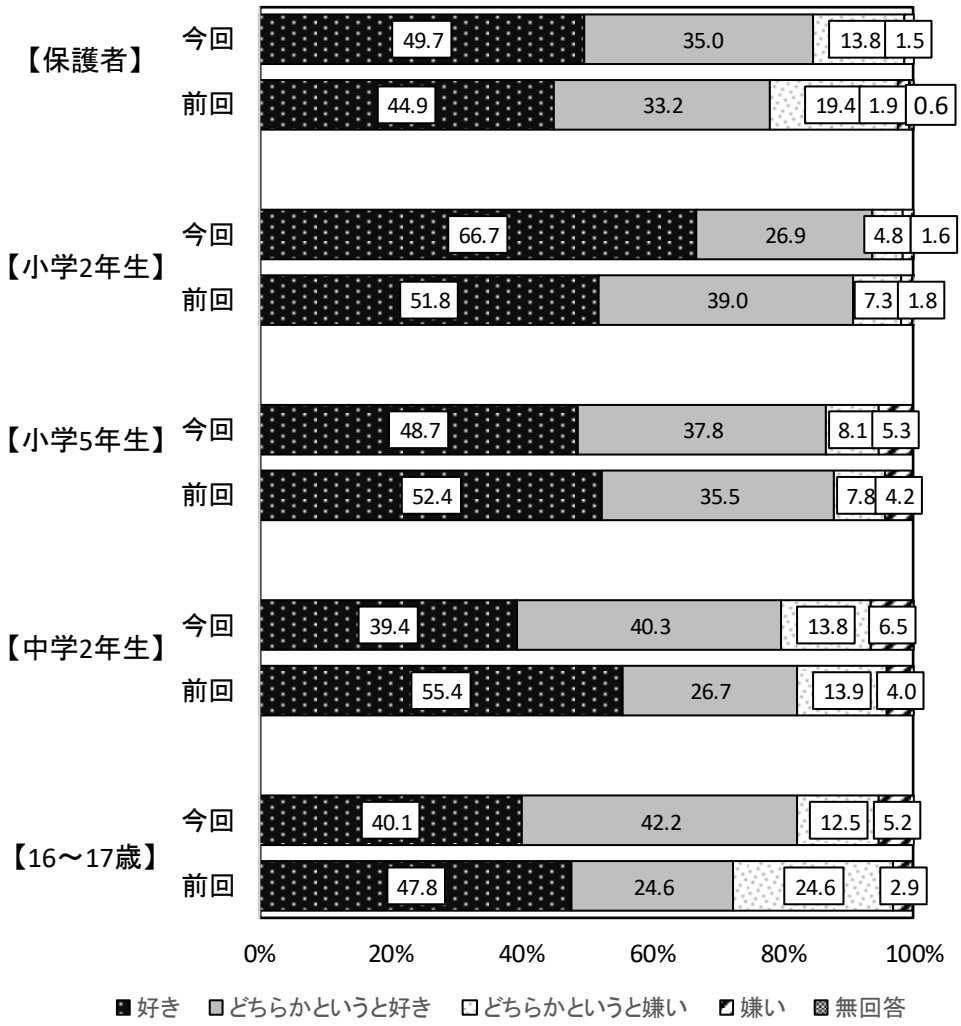

前回は「令和元年度　藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査報告書」（令和元年12月13日（金）から12月27日（金）まで実施）のデータです。

・　先月読んだ本の冊数

先月読んだ本の冊数は、「保護者」と「16～17歳」では「０冊」と回答した割合が他の層と比べて高くなった一方で、「小学２年生」「小学５年生」「中学２年生」では１冊以上読んでいる割合が非常に高くなっています。

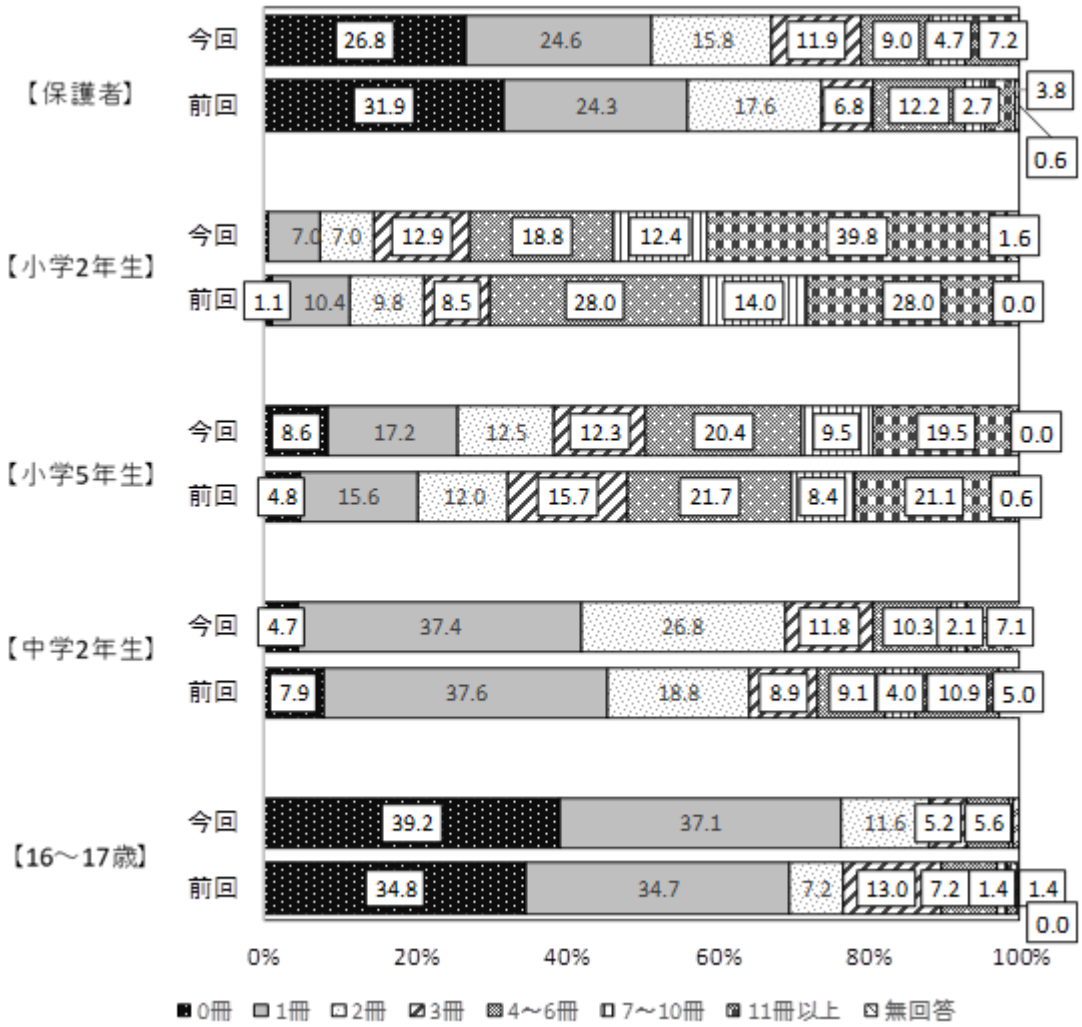

・　読み聞かせの効果

本の読み聞かせについて、「効果があったと思う」「少しは効果があったと思う」を合わせた割合は74.2%となっており、自分の子どもへの読み聞かせ経験者の大半が読み聞かせの効果を実感しています。

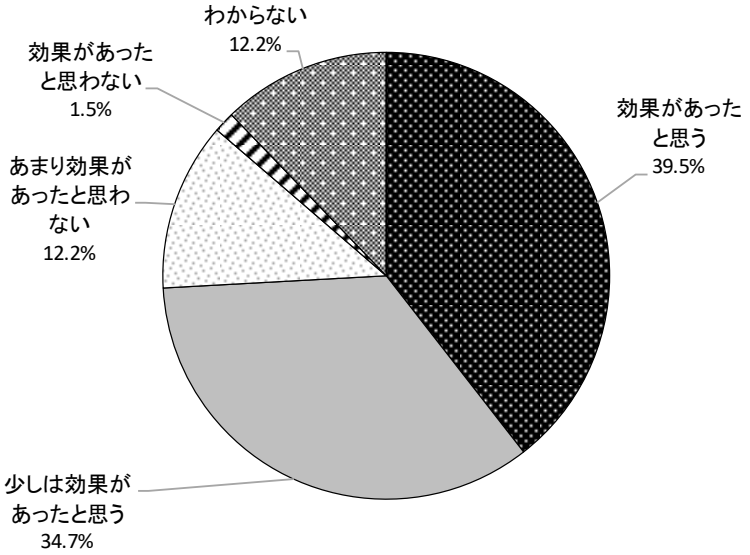

・ 本を好きになったきっかけ

本を読むことが「好き」または「どちらかというと好き」との回答者（「保護者」）に、本を好きになったきっかけ・理由をきいたところ、「興味を持てたり、感動したりした本に出会ったから」（58.3%）が最も高く、次いで「身近に興味を持てる本があり、子どもの頃から好きだったから」（52.9%）、「子どもの頃に本を読んでもらうなどしていたから」（32.2%）となっています。

「子どもの頃に本を読んでもらうなどしていたから」が前回より8%程増えています。

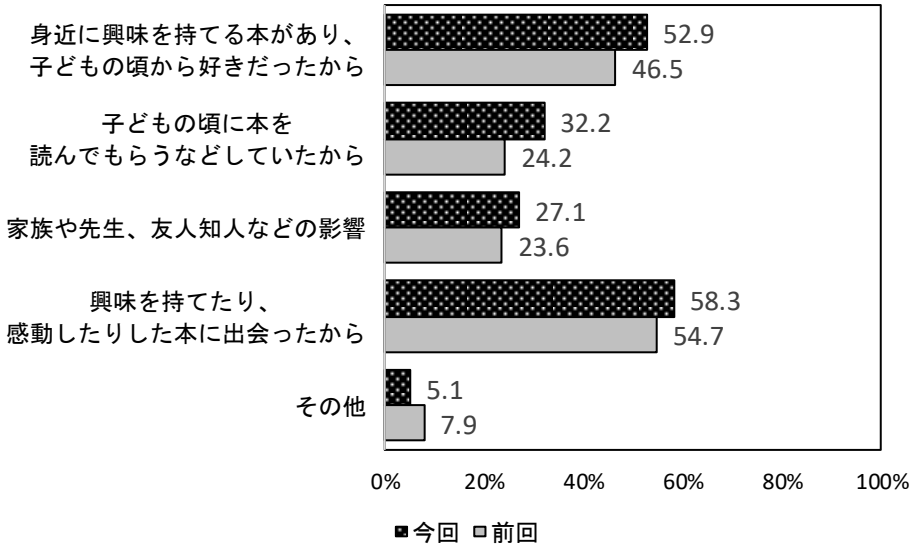

・ 電子書籍について

電子書籍を読むかどうかについて、「よく読む」「すこし読む」を合わせた割合は、前回調査に比べて全ての層で増加しており、特に「小学５年生」で割合が増加しました。

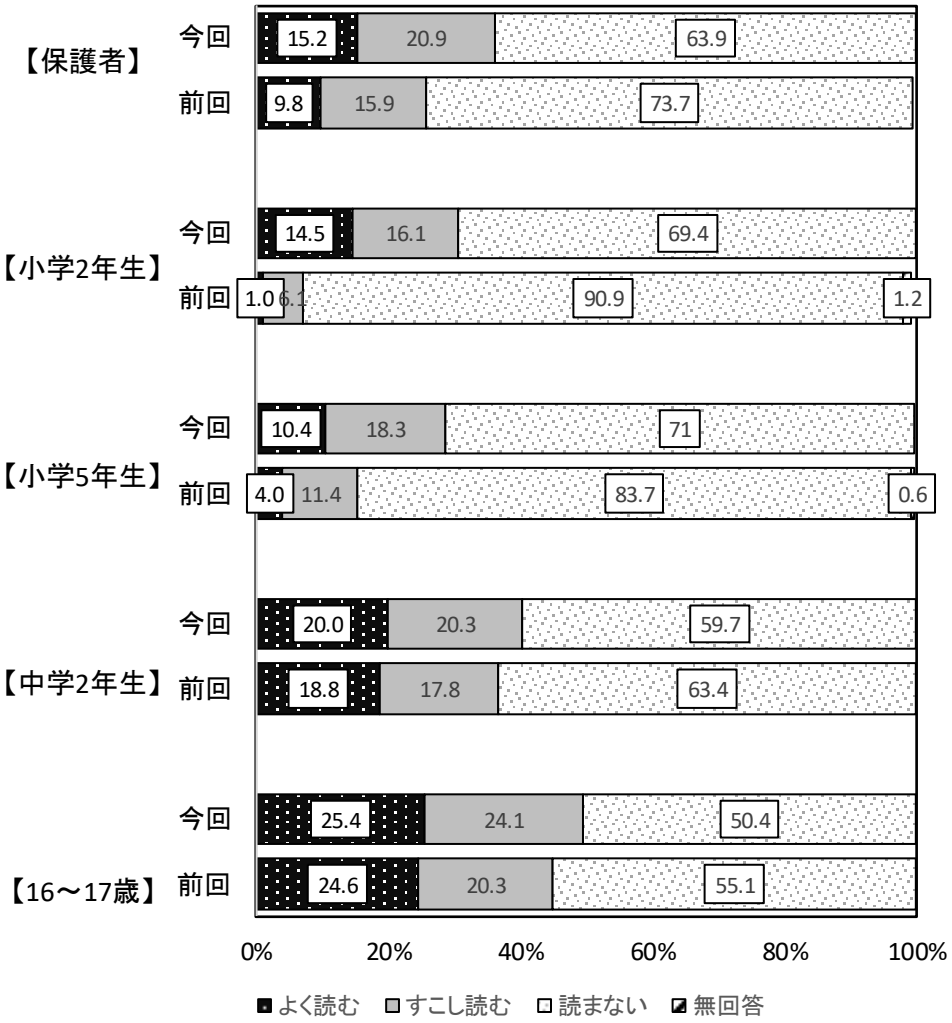

・ 本・電子図書の選択について

本を読みたい時、本又は電子図書のどちらを選んでいるかについて、いずれの層でも「本」の回答が多く、インターネットが身近になった現在でも、本を読みたい時に電子図書を選択する割合は低いことがわかりました。

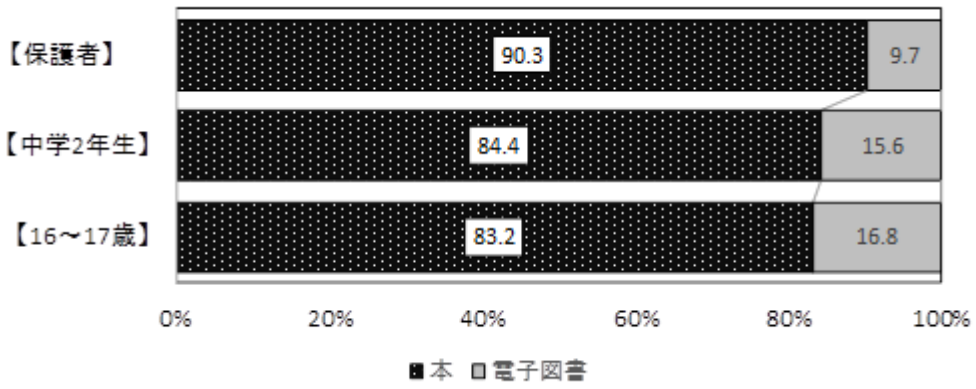

・　「朝の読書」について

「朝の読書」が「ある」との回答者に対して感想を聞いたところ、いずれの層でも「おもしろい、楽しい」が最も高くなっています。

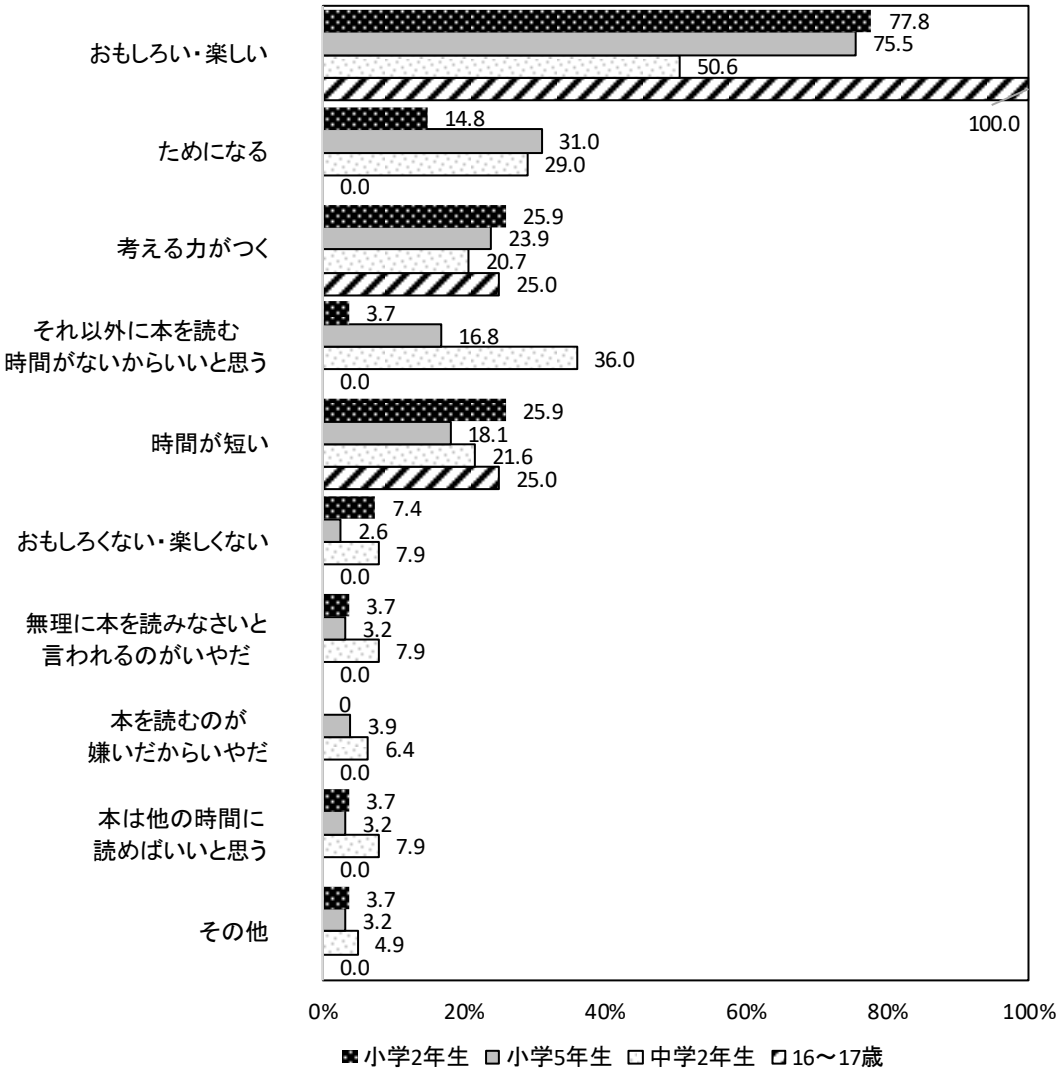

・ 本の情報の入手方法

「保護者」には子どもに与える本の情報入手方法を、「中学２年生」と「16～17歳」には自分が読む本の情報入手方法を尋ねたところ、全ての層で前回調査と比較して「インターネット」から本の情報を入手する割合が増えました。「保護者」と「16～17歳」では「書店の紹介」、「中学２年生」では「家族や友人知人の紹介」も高い割合を占めました。

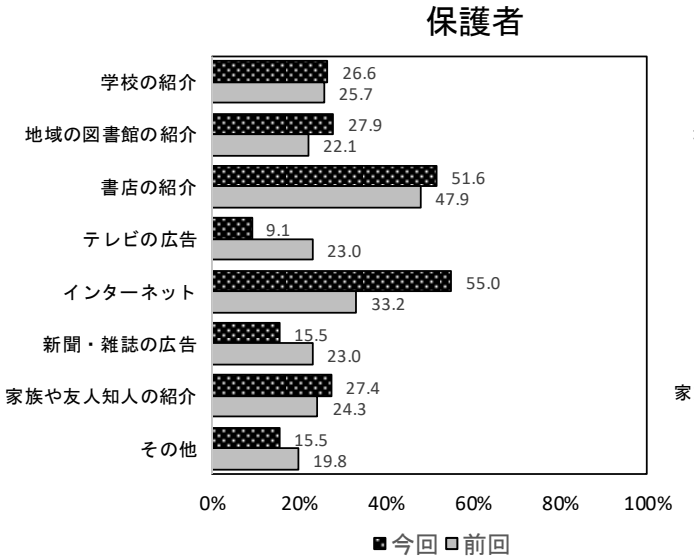

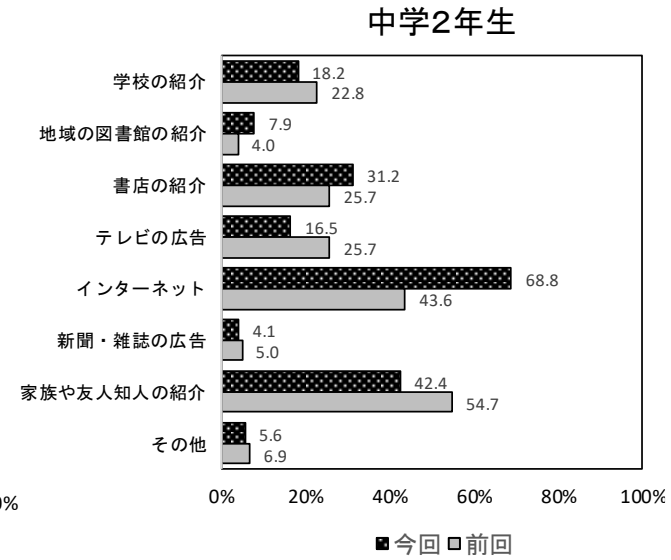

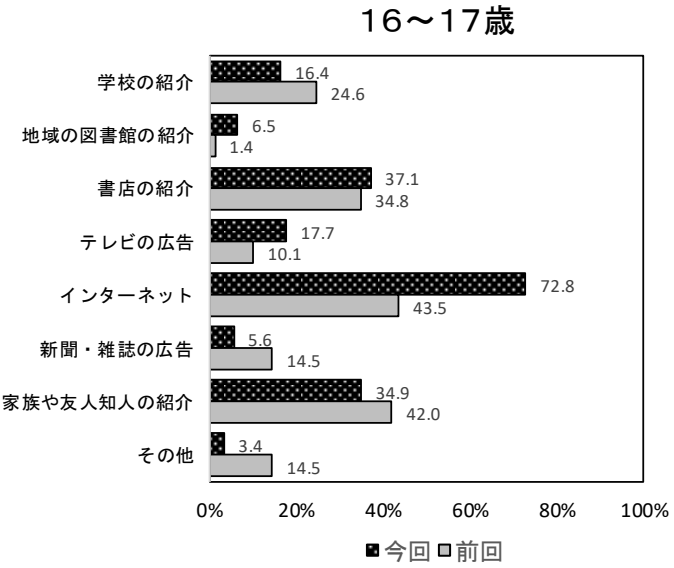

（２）読書をする環境について

・ 本を読む場所

本を読む場所については、全ての層で「自分の家」が最も高くなりました。

また、「学校の図書館」は「小学２年生」は 75.3%、「小学５年生」は 58.9%と、前回同様高い割合を占めました。「教室」は「小学５年生」が前回から 25.5%減少しました。

「地域の図書館・図書室」については、「小学２年生」、「小学５年生」では約３割が本を読む場所として挙げています。

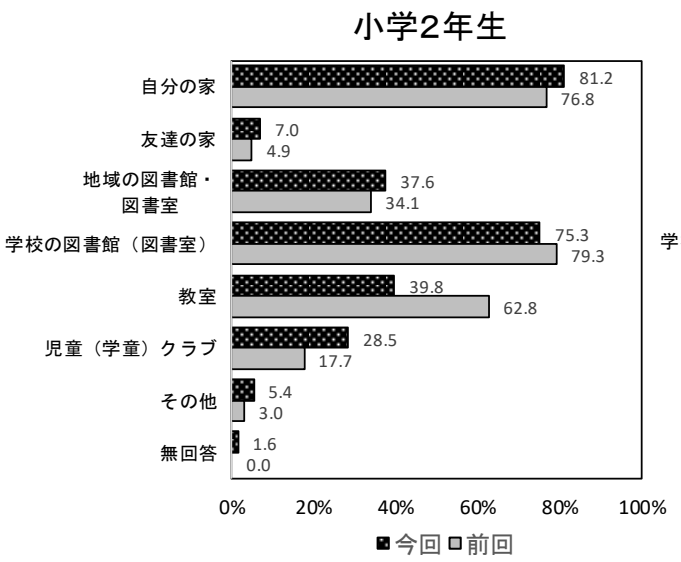

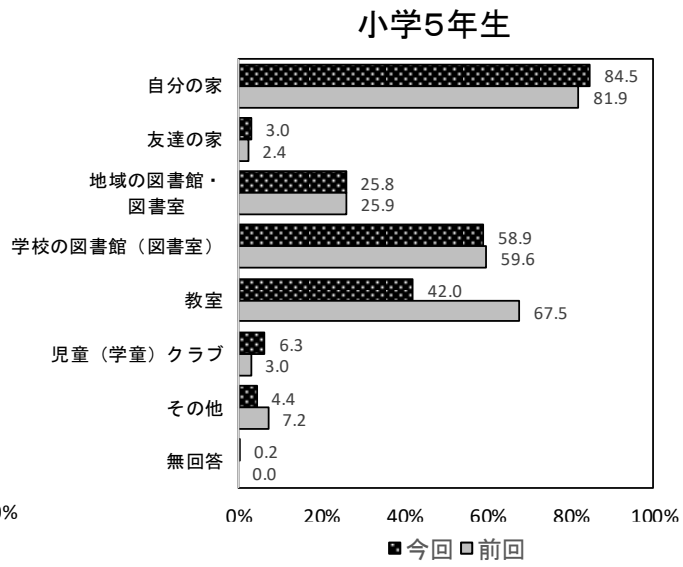

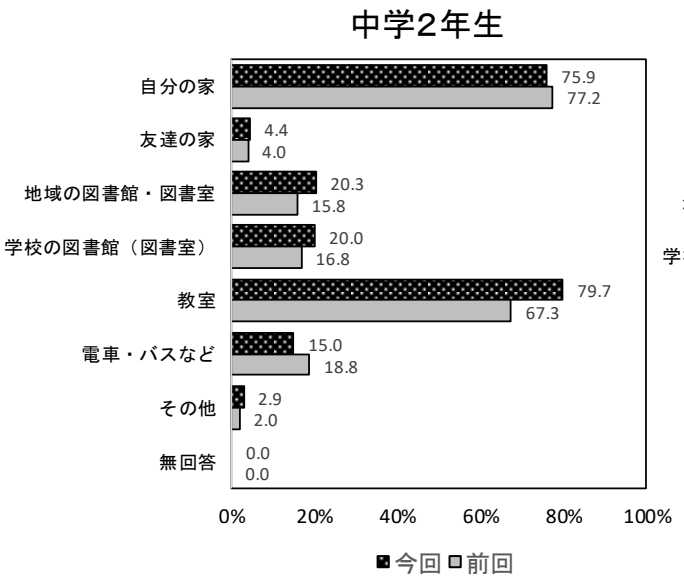

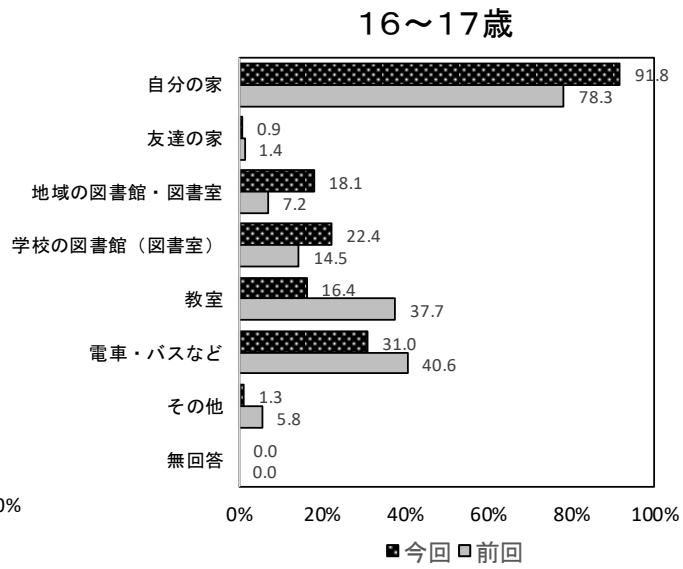

・ 先月学校の図書館（図書室）に行った回数

先月１か月に学校の図書館（図書室）に行った回数について、「０回」と答えた割合は、「小学２年生」では 4.3%と非常に低くなっていますが、「中学２年生」では 54.8%にまで上がっています。

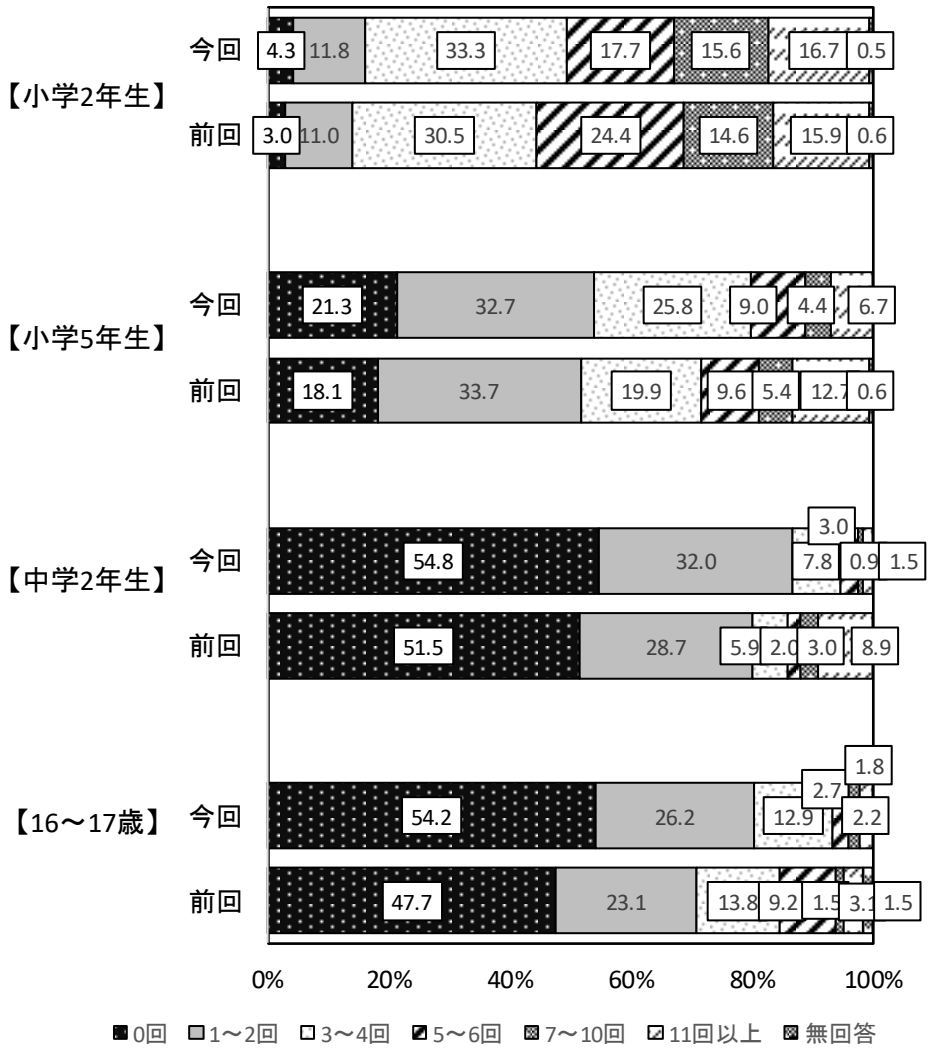

・ 先月地域の図書館・図書室に行った回数

先月１か月に地域の図書館・図書室に１回以上行った割合は、全ての層において「０回」の占める割合が高いものの、前回に比べ、全ての層でその割合は減少しています。

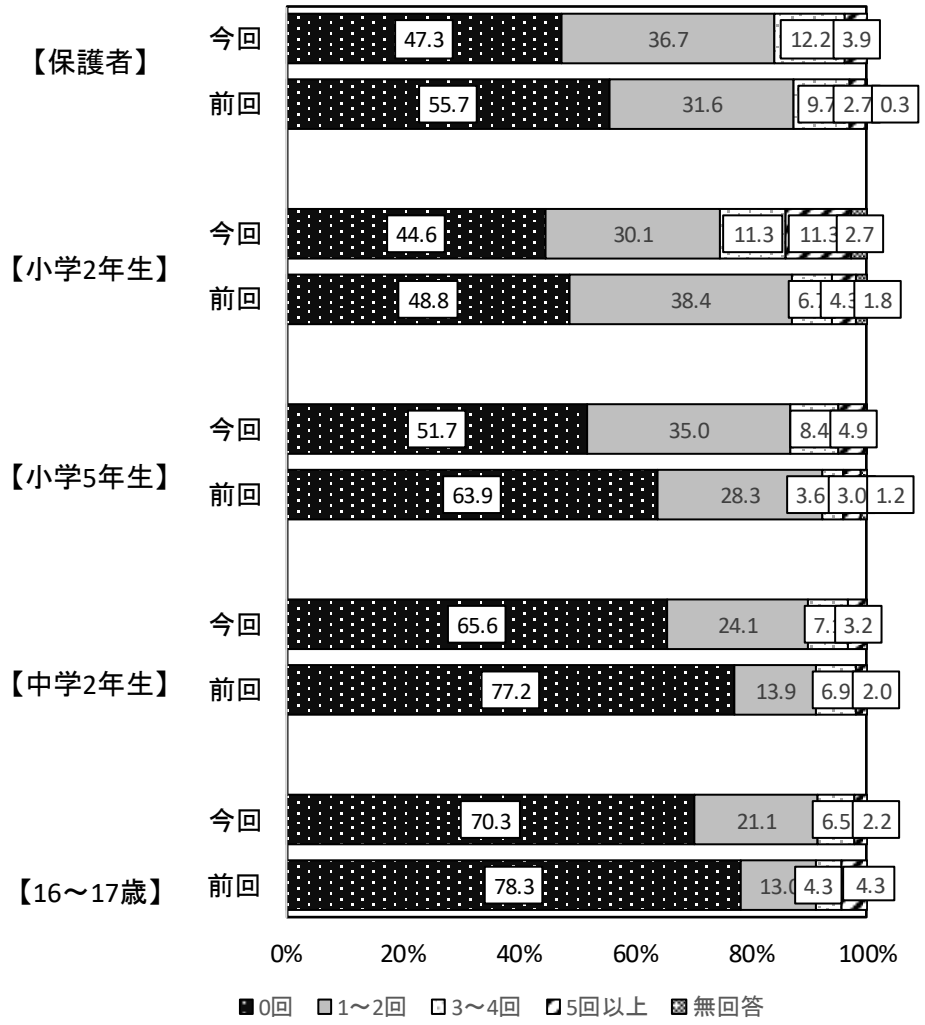

（３）子どもの読書活動の支援について

・　「おはなし会」への参加状況

地域の図書館・図書室でやっている「おはなし会」への参加状況については、「小学２年生」では 36.6%、「小学５年生」では 24.6%が参加したことがありました。

また、「よく行く（行った）」「ときどき行く（行った）」を合わせた割合を高リピート層とした場合、高リピート層の割合は「小学２年生」が 19.9%、「小学５年生」は 10.7%であり、前回調査と比較すると、どちらの層でもやや減少しました。

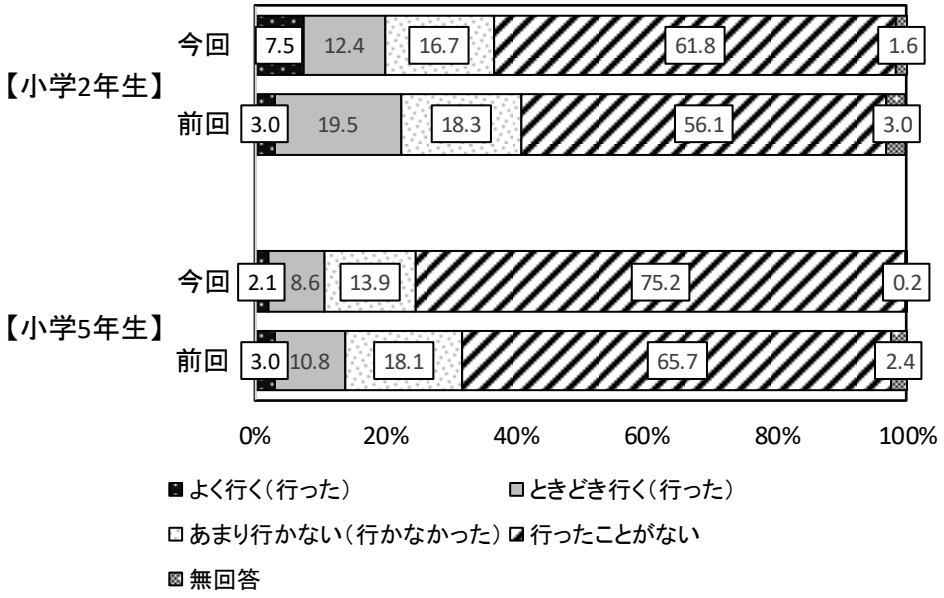

・ 読書活動推進のためにしていること

保護者が、子どもの読書活動を推進するためにしている（していた）こととしては、「読み聞かせをする」（69.7%）が最も高く、次いで「子どものための本を買う」（60.2%）、「図書館に連れて行く」（53.1%）となっており、前回から大きな変化はありませんでした。

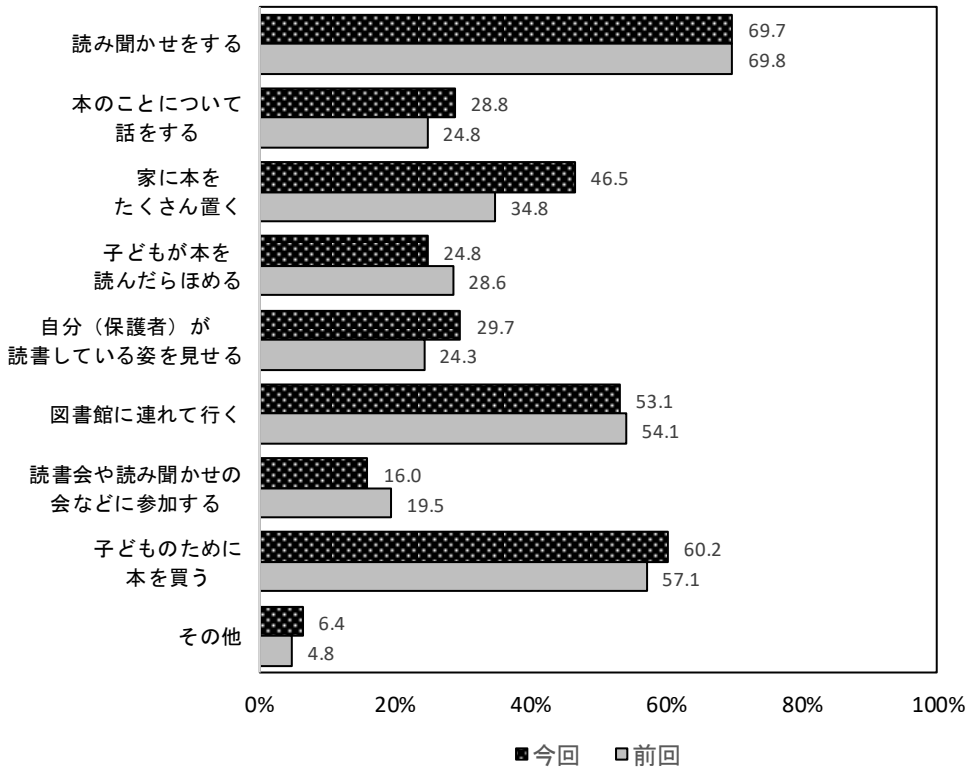

2　第４次計画における取組の評価

第４次計画の計画期間終了にあたり、令和６年度までの取組実績及び課題等について担当課及び策定委員会・作業部会において評価を行い、総合的に判定した評価結果は次のとおりです。

評 価

A　計画以上に推進　　B　計画どおりに実施
C　計画に到達せず　　D　未実施

第４次計画の評価

目標１　すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う	評価
（１）乳幼児期における読書活動の支援	
１）ブックスタート※5事業の推進	
１　ブックスタート事業	B
２）各種保健事業との連携推進	
２　各種保健事業との連携	B
３）読書に関心をもつ機会や相談機会の充実	
３　母子手帳交付時等における子どもの読書活動啓発事業	B
４　子育て支援事業における子どもの読書活動に関する機会提供	
５　地域の図書館・図書室における読書相談	
６　幼稚園・保育所等における子どもの読書活動に関する機会提供	
４）子どもの読書活動に対する理解の深化	
７　地域の子どもに関わる施設・団体等との連携	B
８　子どもの読書活動に関する講座・講演会事業	
９　子育て応援事業等における子どもの読書活動啓発事業	
10　子育て支援事業等の活用事業	
11　幼稚園・保育所等を活用した子どもの読書活動啓発事業	
12　インターネット等の活用による情報発信	
５）乳幼児が読書に親しむ機会の充実	
13　地域の図書館・図書室におけるおはなし会	B
14　様々な施設におけるおはなし会	
15　幼稚園、保育所等における本と親しむ機会への取組	
16　外出困難な乳幼児とその保護者への子ども読書活動支援事業	
17　乳幼児向け資料整備	

※5　ブックスタート：すべての赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動のことです。1992 年（平成４年）にイギリスのバーミンガムで始まり、日本では 2000 年（平成 12 年）の「子ども読書年」をきっかけに紹介され、現在では地域の子育て支援運動として各地に広がっています。本市では１歳６か月児健診終了後、ブックスタートコーナーで実際にスタッフが絵本を読んだり、子育て情報等を紹介し、おすすめの絵本１冊とブックリスト等が入った「ブックスタート・パック」を配付しています。

		６）子どもの読書活動に関する保護者への支援		
			18 保護者に対する情報提供　【拡充】	B
			19 読み聞かせ体験の提供	
			20 子どもの本に関する保護者向け読書相談事業	
	（２）小学生・中学生・高校生期※6における読書活動の支援			
		７）発達段階に応じたブックリストの充実		
			21 ブックリストの活用事業	B
		８）様々な場で本と出会う機会の充実 ①　小学生期　　②　中学生期・高校生期		
			22 資料の充実のための地域の図書館・図書室と学校の図書館（図書室）の連携事業	B
			23 子どもの居場所づくり事業との連携	
			24 発達段階に応じた本の紹介　【拡充】	
			25 地域の図書館・図書室での中学生・高校生等の受入	
			26 地域の様々な施設における子どもの読書活動への支援	
		９）地域の図書館・図書室を知ってもらう機会の充実		
			27 地域の図書館・図書室ＰＲ事業	B
			28 地域の図書館・図書室の資料による子どもの読書活動への支援	
			29 地域の図書館・図書室の環境づくり	
			30 図書館に親しむための体験や情報提供	
			31 ネットワーク事業の推進	
			32 読書相談体制の整備	
		10）学校の図書館（図書室）の情報提供の充実		
			33 学齢に応じた情報提供	A
		11）学校を通じた子どもの読書活動に対する保護者への理解の深化		
			34 学校を通じた子どもの読書活動啓発事業	A
		12）子どもの読書への関心を高める取組		
			35 子ども同士で本を薦め合う　【新規】	B
目標２　子どもの「読む力」を育み、伸ばす				**評価**
	（３）学校教育における読書活動の推進			
		13）読書活動を取り込んだ学校教育の推進		
			36 学校の図書館（図書室）の活用のための整備	B
			37 情報リテラシー※7教育	
		14）読書指導に関する校内協力体制の確立と職員研修の充実		
			38 学校における職員体制づくり	B
		15）学校と地域の図書館・図書室との連携事業の推進		
			39 学級文庫や教材として活用する資料充実のための地域の図書館・図書室の活用	B
			40 子どもの読書活動きっかけ体験事業	
			41 地域の図書館・図書室と学校の図書館（図書室）の連携体制の整備	
			42 ブックリストの活用	

※6　高校生期：この計画では、中学校を卒業し、おおむね 18 歳までの子どものことを指します。
※7　情報リテラシー：携帯電話やスマートフォン、パソコン等の情報メディアから得られる大量の情報の中から、自分が必要とする情報を取捨選択し、調べものをしたり、意思決定したり、表現したりするなど適切に情報を使いこなすための知識や能力のことです。

	（４）魅力ある利用しやすい学校の図書館（図書室）の整備・充実			
		16）学校の図書館（図書室）の環境整備の充実		
			43 学校の図書館（図書室）の環境整備	B
		17）学校の図書館（図書室）の図書資料の充実 ①　司書教諭　②　学校図書館専門員※8 ③　図書ボランティア※9　④　協力・連携と研修機会等の充実		
			44 学校の図書館（図書室）の図書資料整備	B
		18）学校の図書館（図書室）運営に関わる人の充実		
			45 司書教諭の校内体制の整備	B
			46 読書指導のための研修	
			47 司書教諭等による情報交換	
			48 学校の図書館（図書室）に関わる人の体制の整備	
			49 図書ボランティアの受入・育成	
目標３　地域のちからをつなげる				**評価**
	（５）読書活動推進の拠点として利用者に身近な地域の図書館・図書室づくりとネットワーク化の推進			
		19）図書資料の充実		
			50 子どもの読書活動のための資料整備	B
		20）快適な地域の図書館・図書室の環境づくりの推進		
			51 地域の図書館・図書室の環境づくり　【拡充】	A
		21）地域の図書館・図書室の情報発信機能の充実		
			52 地域の図書館・図書室ＰＲ事業	B
		22）レファレンス※10サービスの充実 ①　乳幼児の子どもとその保護者へのサービス ②　小学生期の子どもへのサービス ③　中学生期・高校生期の子どもへのサービス ④　支援を要する子どもへのサービス		
			53 子どものためのレファレンスサービス	B
		23）すべての子どもが利用しやすい地域の図書館・図書室サービスの充実		
			54 地域の図書館・図書室ネットワーク事業	B
			55 様々な子どもへの児童サービス※11	
			56 おはなし会の開催	
			57 乳幼児とその保護者に向けた図書館サービス	
			58 地域の図書館・図書室の利用促進事業	
			59 ヤングアダルトサービス事業※13	

※8　学校図書館専門員：本市の市立小・中学校において、司書又は司書補、司書教諭の資格をもち、専門的な知識を生かして、学校の司書教諭や図書ボランティアと協力しあいながら、学校図書館運営や子どもの読書活動を推進・支援する職員のことです。学校図書館法に規定する学校司書に相当し、本市では 2010 年（平成 22 年）４月から配置を進めています。

※9　図書ボランティア：各学校図書館で子どもの読書活動を推進・支援するボランティアのことです。2017 年度（平成 29 年度）に学校図書館支援ボランティアから名称を変更しました。

※10　レファレンスサービス：図書館の利用者に対して、依頼された資料や必要な情報を提供することです。

※11　児童サービス：図書館が提供するサービスで、主に乳幼児から小学生・中学生を対象とするものです。本の紹介や本選びの支援、読み聞かせやブックトーク※12、おはなし会の開催等が含まれます。

※12　ブックトーク：主に教師や図書館員等が、子どもや図書館の利用者など複数の聞き手に対して、テーマを決めて、何冊かの本を紹介することです。学校図書館では読書指導の一環として行われることもあります。日本では１冊の本を紹介する場合でも「ブックトーク」と呼ばれています。

※13　ヤングアダルトサービス：アメリカの図書館界で使われ始めた図書館用語で、中高生などの年齢層を子ども扱いするのではなく、一定の責任と権利を持った「若い大人」（Ｙｏｕｎｇ　Ａｄｕｌｔ：ＹＡ）として扱い、図書館としてのサービスを提供しようという姿勢を示すものです。わが国でも公共図書館や出版業界等では定着し、広く使用されています。

		24）保護者や保育・教育関係者への働きかけ		
			60 年齢・成長にあわせた本の紹介	B
			61 子どもの読書活動への理解の深化のための事業	
			62 保育・教育現場への研修等	
		25）ボランティアの養成と相互連携機会の充実		
			63 ボランティア養成・意識啓発事業	B
			64 ボランティアとの相互連携	
		26）学校や子どもに関わる施設・団体等との連携事業の推進		
			65 学校の図書館（図書室）への支援事業	B
			66 資料充実への支援事業	
			67 研修、相談機会の提供	
			68 団体による図書館利用や相談	
			69 学校の図書館（図書室）関係者との連携	
		27）地域の図書館・図書室内の体制の充実		
			70 地域の図書館・図書室の体制の充実	B
	（６）地域の子どもに関わる施設・団体等における読書環境整備と協力連携体制の推進			
		28）様々な施設や場所における子どもの読書活動の推進 ①　幼稚園、保育所等　②　児童クラブ※14 ③　地域子どもの家※15、児童館等　④　青少年会館※16 ⑤　医療機関等		
			71 子どもに関わる大人への啓発事業	B
			72 おはなし会等読書に親しむための事業	
			73 子どもの本に関する情報提供事業	
		29）図書資料の充実		
			74 様々な場における図書資料の整備	B
			75 ブックリスト等子どもの読書活動に関する情報の提供	
		30）本に親しむ機会や読書相談機会の充実と意識啓発の推進		
			76 本に親しむ機会の充実及び、子どもの読書活動に関する理解推進事業	B
		31）関連施設・団体等との協力連携の推進		
			77 関連施設・団体相互の連携	B
			78 子どもが本に親しむ機会と読書相談	
	（７）地域での読書活動を支える人材の育成と協力連携の推進			
		32）ボランティアの養成と活動への支援の充実		
			79 ボランティア受入施設等支援事業	B
			80 ボランティア支援・研修事業	
			81 ボランティア養成事業	
		33）情報交換機会の拡充		
			82 ボランティア同士の情報共有	B
		34）関連施設によるボランティアの受入体制の整備及び施設相互の連携支援		
			83 ボランティア受入体制の整備	B

※14 児童クラブ：保護者が就労等により放課後不在となる家庭等の児童に居場所、生活の場を提供する事業です。本市では１小学校区に１施設以上、学校内や児童館、専用施設で実施しています。

※15 地域子どもの家：地域の子どもが身近な場所で自由にのびのび遊べるよう、遊具や図書コーナー等が設置された本市の施設のことです。市内に 17 か所あります。

※16 青少年会館：青少年に活動の場を提供し、健全な育成を図るために設置され、地域に根ざした青少年活動・青少年育成活動の拠点として利用されている本市の施設のことです。

目標４　みんなで子どもの「読書」を見守る			評価
（８）読書に親しむための人づくり			
	35）子どもの読書活動に対する意識の高揚		
		84　子どもの読書活動に関する資料提供事業	B
		85　子どもの読書活動に関する事業	
	36）子どもの読書活動に関する情報提供の充実		
		86　子どもの読書活動推進に関する講演等啓発事業	B
		87　関連施設による情報提供	
		88　子どもの読書活動に関する情報発信事業　【拡充】	
	37）各世代に対する読書活動支援のための機会の充実		
		89　読書活動に関する講演会等の事業	B
		90　各世代に向けた読書情報提供	
		91　地域の図書館・図書室における読書に関する情報提供	
		92　読書案内・レファレンスサービス事業	
（９）計画の効果的な推進体制づくり			
	38）「藤沢市子ども読書活動推進会議※17」の開催		
		93　計画推進事業	B

※17　藤沢市子ども読書活動推進会議：本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、本市が設置した会議です。

3　取組の評価と、アンケート調査等から見えてきた課題

目標１　すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う

子どもの言葉の発達や想像力、感性を豊かにする上で、読書を「楽しむ」ことはとても大切です。また、論理的に考え、自らの課題を探究していく力を身に付けるためにも読書は基礎となるものです。自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得することで、探究心を養い、読解力を身に付けていきます。

事業評価において、「学校の図書館（図書室）の情報提供の充実」「学校を通じた子どもの読書活動に対する保護者への理解の深化」の２事業については目標以上に推進でき、また、残りの33事業では目標どおりに実施できました。

アンケート調査によると、本を読むことについて、「好き」「どちらかというと好き」を合わせた好感度は、「保護者」が84.7%、「小学２年生」が93.6%、「小学５年生」が86.5%、「中学２年生」が79.7%、「16～17歳」が82.3%となっており、先月読んだ本の冊数について、「小学２年生」「小学５年生」「中学２年生」では１冊以上読んでいる割合が非常に高くなっています。一方、「０冊」の割合は、「16～17歳」（39.2%）が最も高く、次いで「保護者」（26.8%）となりました。

本を読むことへの好感度は高いものの、この好感度が必ずしも実際の読書習慣や読書量に結びついていないことが課題として挙げられます。

また、「保護者」が本を好きになったきっかけは、前回調査と同様、「興味を持てたり、感動したりした本に出会ったため」が最も高く、自分の子どもへの読み聞かせは９割以上が実施しており、そのうち74.2%が読み聞かせの効果を実感していました。自由記述欄に寄せられたブックスタートの感想としては、「絵本を読んだり、読み聞かせをしたりするきっかけになる」「本と触れ合う良い機会になった」「図書館を知るきっかけになった」等、本の世界や図書館を知るきっかけになったという声が多く挙がっており、実施時期・方法、配布絵本についても様々な意見がありました。

そのため、子どもが本を好きになるためには「本との出会い」や「家庭での働きかけ」が重要であることがわかります。

生涯にわたって読書に親しみ、自己の能力を磨き、学ぶ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要であり、それぞれの発達段階に応じた取組を進める必要があります。

さらに、電子書籍については、「よく読む」「すこし読む」を合わせた割合が、前回調査に比べて全ての層で増加してきています。また、本の情報の入手方法についても、「インターネット」の割合が「保護者」（55.0%）「中学２年生」（68.8%）「16～17歳」（72.8%）と、全ての層で大きく増加していました。しかし、本を読みたいときには電子書籍よりも本を選ぶ人が大半であることから、依然として紙の本を好む人が多いことがわかります。そのため、利用者が本と電子書籍、どちらの形態も気軽に手に取れる機会を増やしていくことが望まれます。

目標２　子どもの「読む力」を育み、伸ばす

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。学校においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが大切です。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めることが求められます。

事業評価において、「学校と地域の図書館・図書室との連携事業の推進」については目標以上に推進でき、また、残りの13事業では目標どおりに実施できました。

アンケート調査によると、「朝の読書[※18]」の感想については、全ての層で「おもしろい、楽しい」の割合が最も高くなりました。次いで「ためになる」、「時間が短い」と答えた割合も全体的に高くなりました。また、子どもの読書活動推進のために家庭・学校・地域で必要なことについての自由記述欄には、「朝の読書のおかげで読書の習慣がついた」、「図書の種類を増やしてほしい」等の意見がありました。

学校生活の中で、読書の楽しさや、面白さを知ることは大切であることから、子どもの読書習慣の定着を図り、生涯にわたる読書活動へつなげるため、「朝の読書」を始め学校の教育活動全体を通して多様な読書指導を展開していくことが必要です。

アンケート調査によると、本を読む場所について、「学校の図書館（図書室）」は、「小学２年生」（75.3%）と「小学５年生」（58.9%）となっており、比較的高くなっています。また、「中学２年生」では「教室」（79.7%）も高くなっています。

また、先月１か月の間に学校の図書館（図書室）に１回以上行った割合は、「小学２年生」では95.1%、「小学５年生」では78.6%、「中学２年生」では45.2%、「16～17歳」では45.8%となっています。一方、学校の図書館（図書室）について、蔵書の充実に関する要望や開館時間の延長等が求められています。

※18 朝の読書：「朝の読書」とは朝の時間帯に行う読書のことで、各学校の実情に応じて実施しているため取組が異なっています。

目標３　地域のちからをつなげる

図書館は、子どもにとって、豊富な資料の中から自由に読みたい本を選び、読書に親しむことができる身近な施設であるとともに、学習の場、くつろぎの空間を提供しています。

地域の図書館・図書室は、子どもの読書活動を推進する拠点となる施設であり、子どもにとって豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であるとともに、保護者にとっても、子どもに薦めたい本や、子どもの読書について司書に相談することができる場所です。

事業評価において、「快適な地域の図書館・図書室の環境づくりの推進」については目標以上に推進でき、また、残りの33事業では目標どおりに実施できました。

アンケート調査によると、本を読む場所について、「小学２年生」「小学５年生」では３割程度が「地域の図書館・図書室」を挙げていますが、「中学２年生」、「16～17歳」と年齢が上がるごとに割合が減少しています。また、先月１か月の間で地域の図書館・図書室に行った回数については、「保護者」では「０回」が最も高い割合を占めるものの、半数以上が１回以上、地域の図書館・図書室に行っていることがわかりました。「小学２年生」「小学５年生」「中学２年生」「16～17歳」では、学年が上がるに従い「０回」の割合が高まり、「中学２年生」では65.6%、「16～17歳」では70.3%を占めています。一方、子どもの読書活動推進のために、保護者より地域の図書館・図書室について、夜間利用や「読書通帳」のような目に見えて成果がわかるポイントシステム導入の実施やアクセス性の向上について要望が挙げられています。また、学校を休んでいる児童生徒の図書館へのボランティア受入れに関して良いアイデアであるとの意見も挙がりました。

目標４　みんなで子どもの「読書」を見守る

家庭、地域、学校、専門・関係機関による子ども読書活動を推進していくためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性について理解を広めていくことが重要です。

事業評価において、「子どもの読書活動に対する意識の高揚」「子どもの読書活動に関する情報提供の充実」等、10事業すべてで目標どおりに実施できました。

アンケート調査によると、「おはなし会」への参加状況については、「小学２年生」（36.6%）の方が「小学５年生」（24.6%）よりも参加経験率が高いものの、前回調査と同様、「行ったことがない」が大半を占めています。

子どもの読書活動推進のためには、地域では「読書の楽しみ方講座」、「英語での絵本の読み聞かせの実施」等、イベントによる読書に関わる機会の充実や、資料の充実、利便性の向上を求める意見や、本に触れられる環境・機会の拡充についての意見が挙げられています。さらに、様々な背景を持つすべての子どもたちのためにその子のペースや特性に合わせて、本と出会う機会を作ることも求められます。

また、子どもに直接本の楽しさを伝えるボランティアの役割は大きく、ボランティアとの協働や、ボランティアの活動支援の取組を一層進めていくことも重要です。

第３章

第５次計画の基本理念と施策の方向性

1　計画の基本的な考え方

（１）基本理念

読書を通じて得られる感動や新しい世界との出会いは、子どもにとって“かけがえのない一冊”との出会いとなり、その体験が健やかな成長につながります。こうした読書体験の積み重ねは、世代を超えた読書活動の循環を生み出すことが期待され、すべての子どもが読書の恩恵を受けられるよう、社会全体での推進が求められます。読書の継続により「読む力」「考える力」「感性」「表現力」「コミュニケーション力」が育まれます。また、子どもの発達段階や生活のあらゆる場面において、周囲の大人が「子どもと本をつなぐ」役割を担うことへの認識も大切です。

現代社会の急速な変化の中で、子どもが自らの可能性を認識し、他者を尊重しながら協働し、持続可能な社会の創り手となる力を育むことが求められています。

その基盤として、読解力・想像力・思考力・表現力等を養う読書活動の推進が大切になります。読書は知識や文化理解を深め、学ぶ楽しさや探究心を育むとともに、読むこと自体の充実感が生涯にわたる学習意欲やウェルビーイングにつながります。

子どもの読書に関するこのような基本認識は、平成18年度の第１次計画の開始から約20年を迎える今日でも、変わるものではありません。本市は、第１次から第４次計画における基本的な考え方を踏襲した上で、引き続き、

すべての子どもが本に親しむことができるまち　ふじさわ

をこの計画の「基本理念」として掲げます。

また、この基本理念のもと計画を推進するために、

・子どもの読書活動推進の中心的な役割を担う地域の図書館・図書室や学校の図書館（図書室）の充実に努める
・家庭や地域を含めた社会全体が協力や連携して計画を進める
・大人は子どもの自発的な読書を見守り、子どもたちが自ら本の楽しさを発見できる環境づくりに努める

この３点の考え方を基本とします。

（２）計画推進のための目標

第５次計画では、第４次計画における４つの「目標」を踏襲し、引き続き、地域一体となって基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

１　すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う
２　子どもの「読む力」を育み、伸ばす
３　地域のちからをつなげる
４　みんなで子どもの「読書」を見守る

【目標１】すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う

子どもが自主的に読書の楽しさを発見できるよう、発達段階や個々の状況に応じた支援を行います。ブックスタート事業やおはなし会等を推進し、保健事業との連携による読書活動の充実を図ります。さらに、学校・図書館・地域施設を活用し、身近な読書環境の整備に努めます。

●乳幼児期の子どもを「読書」の楽しさへ誘う

乳幼児期は、読書への第一歩となる大切な時期です。子どもが保護者の声やぬくもりを感じながら本に親しむことは、安心感や言葉への興味を育み、将来の読書活動の基盤となります。ブックスタート事業や乳幼児向けおはなし会等を通して、子どもと保護者が一緒に絵本や紙芝居、わらべうた等を楽しむ機会を広げます。

また、保健事業等、関係機関との連携を深め、家庭や地域の中で自然に読書が育まれるよう支援します。

●小学生期・中学生期・高校生期の子どもを、様々な場で「読書」の楽しさへ誘う

成長段階に応じて、子どもが本と出会う場を広げていくことが大切です。学校や地域の図書館・図書室はもとより、放課後児童クラブや青少年施設等、子どもが身近に本に触れられる機会を充実させます。

また、読書の喜びを共有できる環境を整え、子どもが自らの興味や関心に応じて読書を楽しみ、学びを深められるよう支援します。

【目標２】子どもの「読む力」を育み、伸ばす

子どもが読書習慣を身につけ、生涯にわたり読書を継続できるよう、学校及び学校の図書館（図書室）において取組を推進します。学校図書館専門員の全校配置により環境整備を進めており、今後も人材や運営体制の検討、地域の図書館・図書室との連携強化に努めます。

●学校教育における読書活動によって、「読む力」を育み、伸ばす

学校は、家庭と並んで子どもにとって日々の生活の中心となる場です。授業や学校生活の様々な場面を通して、子どもが本に親しみ、言葉や表現の力を身につけていくことができるようにします。

●学校の図書館（図書室）の充実によって、「読む力」を育み、伸ばす

学校の図書館（図書室）は、子どもが自ら本を選び、学びを深める拠点です。市内全ての小・中学校に配置された学校図書館専門員を中心に、学校の図書館（図書室）の活用をさらに進めていきます。また、地域の図書館・図書室との連携や、学校の図書館（図書室）担当者との情報共有を通して、より身近で魅力ある学校の図書館（図書室）づくりを進めます。子どもたちが本を通して思考を深め、自ら学ぶ力を育めるよう、環境と体制の充実を図ります。

●家庭、学校、地域、専門・関係機関が連携しながら、読書を通して子どもの「読む力」を育み、学ぶ意欲と豊かな心を育てます。

【目標３】地域のちからをつなげる

子どもが自主的に読書に親しむためには、身近な場所で本と出会える環境整備が重要です。家庭、学校、地域、専門・関係機関が連携し、地域の図書館・図書室の充実や情報発信機能の強化、サービスの検討を進めます。ボランティアや関係施設との連携を深め、読書機会の拡充と支援に努めます。

●地域の図書館・図書室と利用者をつなげる

地域の図書館・図書室は、地域における読書活動推進の中心的な拠点です。図書資料の充実や情報発信機能の強化を進め、すべての子どもが身近に本と出会える環境づくりを進めます。また、年齢や状況に応じた多様なサービスの提供を検討し、誰もが安心して利用できる地域の図書館・図書室を目指します。さらに、子どもと本とをつなぐボランティアや関係施設との連携を深め、地域に根ざした読書活動を支えます。

●子どもに関わる施設・団体等をつなげる

子どもが読書に親しむためには、学校や図書館だけでなく、地域の様々な人や場とのつながりが大切です。児童館、放課後児童クラブ、青少年施設等、子どもに関わる多様な機関が互いに連携し合い、読書活動の輪を広げます。地域全体が協力し合い、すべての子どもに読書の機会が行き届くよう取組を進めます。

●子どもと読書に関わる人のちからをつなげる

子どもが本の楽しさを知るきっかけは、本を手渡してくれる大人の存在です。本市では、子どもの読書活動を支える多くのボランティアが活躍しています。こうした市民の力がより発揮されるよう、ボランティアの育成や活動の支援を進め、関係機関との協働を一層深めます。大人たちが共に支え合うことで、地域全体で子どもの読書を育む風土をつくります。

【目標４】みんなで子どもの「読書」を見守る

地域全体で子どもが本に親しむ環境を整えるため、市民の読書活動を支援し、世代を超えた講座等を通じて読書の楽しさを伝える取組を推進します。学校や地域施設と連携し、協議・情報交換を通じて柔軟な推進体制の構築に努めます。

●地域のみんなが本に親しみ、子どもの読書を見守る

子どもが本を好きになるきっかけは、身近な大人の姿にあります。保護者をはじめ、地域の人々が本を楽しむ姿を見せることで、子どもは自然に読書への関心を育みます。そのために、世代を問わず読書に親しむことができる講座や場づくりを進め、地域の大人たちが読書を通してつながり、子どもの読書をあたたかく見守る環境を整えます。

●効果的な推進体制で子どもの読書を見守る

子どもの読書活動を持続的に推進していくためには、社会の変化に柔軟に対応できる体制づくりが必要です。学校や地域の子どもに関わる施設・団体、ボランティア等との協働体制を強化し、情報共有や意見交換を重ねながら、計画の着実な推進を図ります。こうした連携を通じて、地域全体で子どもの読書を支え、見守る仕組みを育てていきます。

この目標に基づき、市民への周知と共感の広がりに努めるために、第３次計画から引き続き、このキャッチフレーズを掲げていきます。

みんなで伝えよう　読む楽しさ
みんなで育もう　読む力
みんなで見守ろう　子どもの読書

2　計画推進のためのそれぞれの役割

子どもの日常的な生活の場「家庭」「学校」「地域」及び「専門・関係機関」が取組を効果的に行うため、それぞれの連携を深め、子どもの読書活動を推進します。

（１）家庭

家庭は、子どもにとって最も身近で、心を育てる生活の場です。子どもは家族との関わりの中で、言葉や感情、思いやり等、様々な力を身につけていきます。家庭では、発達段階に応じた関わりを大切にしながら、本を読む楽しさや喜び、感動を共に味わうことが大切です。家族が読書を自然に楽しむ姿を見せることは、子どもにとって本への関心を育む大きなきっかけになります。そのために、家庭では次のようなことを意識してみましょう。

〇乳児期の子どもは、ぬくもりを感じながら、やさしい声をかけてもらうのが大好きです。目と目を合わせ、子どものしぐさや表情に合わせて、ゆっくりと語りかけてあげましょう。わらべうたや絵本を通して語りかけることも、言葉への関心を育てる良い機会になります。
〇幼児期には、子どもと一緒に楽しみながら絵本を読む時間が、心の成長を支えます。子どもは繰り返しが大好きです。気に入った絵本や好きな場面は、何度でも読んであげましょう。その時間が、親子の信頼関係を育み、言葉や表現への興味を広げていきます。
〇小学校低学年期になると、自分ひとりでも読めるようになりますが、まだまだ読み聞かせも大切な時期です。一緒に本の世界を味わい、感じたことを話し合うことで、読書の楽しさがより深まります。子どもの反応を急がず、ゆっくり受け止めてあげましょう。
〇小学校高学年期になると、興味や関心が広がり、読む本の世界もぐんと広がります。子どもが自分で本を選び、読む楽しさを体感できる環境づくりを心がけてあげるとよいでしょう。周囲の大人が読書の魅力を語ることも、よい刺激になります。
〇中学生期・高校生期は、生活環境や人間関係が大きく変化し、関心の幅も広がります。読書を強制したり干渉したりせず、自由に本に触れる時間を見守ることが大切です。必要なときには、そっと寄り添い、その子に合った本との出会いを支えてあげましょう。
〇ブックリストや図書館の情報を活用し、おはなし会や講演会等にも関心をもって参加してみましょう。幼いころから地域の図書館・図書室に一緒に通い、本に親しむ時間をもつことで、子どもが読書を身近に感じられるようになります。家庭でも、読書の時間や「読書の日」を設けて、家族みんなで本に親しむ時間を大切にしましょう。

（２）学校

学校は、家庭と並んで子どもにとって日々の生活の中心となる場です。同じ年頃の友だちと過ごす学校では、発達段階に応じた本を共に読み、感じたことを共有することで、読書の喜びや共感を広げることができます。学校では、子どもの年齢や発達に合った読書環境を整え、一人ひとりが読書を通して学びを深め、心を育てられるよう取り組みます。

〇学校の図書館（図書室）は、学校における読書センターや学習・情報センターとしての機能を担い、児童生徒の自由な読書を支える場であるとともに、安心して過ごせる「居場所」としての役割も果たします。魅力ある蔵書や空間づくりに工夫を凝らし、子どもの多様な興味や関心に応えられるよう環境の充実を図ります。

〇司書教諭や学校図書館専門員、ボランティア等が協力し合い、常に子どもに寄り添う学校の図書館（図書室）運営を進めます。

〇教職員を対象とした研修や意見交換の機会を設け、読書活動の意義や支援方法への理解を深めながら、学校全体で子どもの読書を支える体制を築きます。

（３）地域

地域で暮らす一人ひとりの市民は、子どもの読書活動を理解し、家庭、学校、専門・関係機関とともに支えていく大切な役割を担っています。地域には、地域の図書館・図書室をはじめ、幼稚園や保育所、市民センター、地域子どもの家、児童館等、子どもの成長を見守る多くの施設や活動があります。

また、地域家庭文庫※19や子育て支援団体等が行う取組も、子どもが本に触れ、学びや喜びを広げる大切な場となっています。こうした地域の様々な施設や人々が互いに連携し、子どもが日常生活の中で本と自然に出会える環境を整えることが大切です。それぞれの施設や団体が持つ特長や強みを生かし、地域ぐるみで子どもの読書を支える輪を広げていきます。

〇幼稚園や保育所等では、子どもが絵本や言葉と出会う大切な時期を過ごします。発達段階に合った絵本との出会いを通して、読書の楽しさを感じられるよう、地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会等と連携しながら、日常的に本に触れる機会を大切にします。

〇園内での読書活動が家庭での読書へとつながるよう、保護者への絵本紹介等を通して、家庭と園が一体となった読書の環境づくりを支援します。

〇地域の子どもに関わる施設・団体では、団体貸出※20や「絵本コーナー」の充実等、地域の図書館・図書室との協力を深め、子どもが自然に本へ手を伸ばせる環境づくりを進めます。

〇地域で活動する読み聞かせボランティアをはじめ、子どもと関わる様々な団体や施設において、子どもの読書活動への理解と関心を深め、協力しながら環境づくりを進めます。それぞれの活動の中で、子どもが自ら本に親しみ、読書の楽しさを感じられるような機会を大切にします。

〇地域社会全体が子どもの読書活動の意義や大切さを共有できるよう、関係する人や団体への周知や情報発信を充実させます。

〇地域で活動する団体や施設が互いに連携し、社会全体で子どもの読書を支える取組の輪を広げていくことで、子どもの成長を多面的に支える読書環境を築いていきます。

※19 個人やグループが自宅を開放する等、地域の施設の集会所等を利用して児童書を貸し出す活動のことです。子どもを対象に図書の閲覧や貸出を行うほか、おはなし会や読み聞かせを行う文庫もあります。

※20 団体貸出：学校・保育園・幼稚園・高齢者施設などを対象に、まとめて本を貸出する制度です。最大１か月、100 冊まで貸出することができます。

（４）専門・関係機関

子どもの読書活動を総合的・体系的に推進するため、関連施設と連携し読書環境の整備や充実を進めます。子どもの読書を取り巻く社会の変化や新たな課題に的確に対応できるよう、情報収集や関係者間の連携を深め、必要な支援や施策の充実を図ります。こうした取組を通じて、すべての子どもが本と出会い、読書を楽しむことができる環境を育てていきます。

〇社会全体や市民一人ひとりが子どもの読書活動に関心をもち、その意義を理解できるよう、様々な機会を通じて啓発や情報発信を行います。あわせて、市民や関係者による読書活動の支援を進め、地域全体で子どもの読書を育む環境を整えます。
〇地域の図書館・図書室や学校の図書館（図書室）等、読書に関わる施設の機能が十分に発揮できるよう、施設環境の整備や運営体制の強化、各施設間の連携を進めます。
〇情報の収集と発信を充実させ、子どもに関わる関係機関や団体との協働を深めます。
〇子ども読書活動推進会議等を通じて、教育・子育て支援・青少年育成・母子保健等の関連施策と横断的に連携し、一体的で効果的な取組を進めます。
〇また、子どもの読書活動を支えるボランティアの存在を大切にし、その活動や研修の機会を支援します。庁内の関係部署や施設においては、ボランティアを受け入れやすい体制づくりを整え、協働による読書推進を進めます。
〇地域の様々な施設で、子どもが本と出会い、読書の相談や情報交換ができる環境を整備し、子どもや保護者が気軽に本に親しめる場を広げていきます。

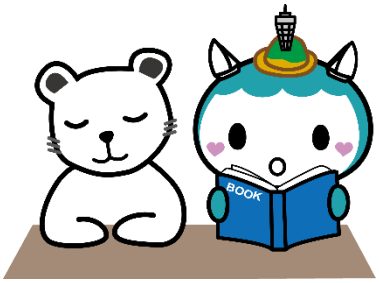

3　施策の体系

第５次計画では、第１次計画から第４次計画で掲げた基本理念及び目標を継承しつつ、これまでの取組を精査し、事業の重複や目的の共通するものを整理しました。その上で、子どもを取り巻く社会状況の変化や国・県の動向を踏まえ、本市の子ども読書活動推進に向けた関連施策を次のとおり体系化しています。この体系を基盤として、行政内部の連携を強化するとともに、家庭、学校、地域、専門・関係機関が協働して子どもの読書活動を支援していきます。

＜基本理念＞

すべての子どもが本に親しむことができるまち　ふじさわ

＜目標＞

1　すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う

2　子どもの「読む力」を育み、伸ばす

3　地域のちからをつなげる

4　みんなで子どもの「読書」を見守る

＜施策の展開＞

- 家庭における読書活動への支援
  - ブックスタート関連事業
  - おはなし会等の開催
  - 子どもの読書活動に関する情報発信事業の充実
  - 子どもの読書活動に関する啓発活動の充実
  - 子ども読書への関心を高める取組の推進
- 学校における読書活動の推進
  - 学校教育における読書活動の推進
  - 学校図書館の環境整備
- 地域における読書活動の推進
  - 様々な機会を通じた子どもの読書活動に関する取組の推進
  - 電子図書サービスの普及
  - 地域との連携による子ども読書活動の推進
  - 読書活動に関するボランティアの養成と活動促進
- 専門・関係機関による読書活動の支援と連携
  - すべての子どもに対する読書支援
  - 図書館等の環境づくり
  - ヤングアダルト層の読書活動の推進

4 施策の体系イメージ

すべての子どもが本に親しむことができるまち
ふじさわ
目標1
すべての子どもを「読書」の楽しさへ誘う
目標2
子どもの「読む力」を育み、伸ばす
目標3
地域のちからをつなげる
目標4
みんなで子どもの「読書」を見守る
・ブックスタート関連事業
・おはなし会等の開催
・子どもの読書活動に関する情報発信事業の充実
・子どもの読書活動に関する啓発活動の充実
・子ども読書への関心を高める取組の推進
家庭における読書活動への支援
・学校教育における読書活動の推進
・学校図書館の環境整備
学校における読書活動の推進
・様々な機会を通じた子どもの読書活動に関する取組の推進
・電子図書サービスの普及
・地域との連携による子ども読書活動の推進
・読書活動に関するボランティアの養成と活動促進
地域における読書活動の推進
・すべての子どもに対する読書支援
・図書館等の環境づくり
・ヤングアダルト層の読書活動の推進
専門・関係機関による読書活動の支援と連携

第４章

施策の展開

子どもが読書を通して豊かな感性や思考を育み、自ら学び続ける力を培うためには、家庭、学校、地域、専門・関係機関が一体となって取り組むことが大切です。

本市では、これまで積み重ねてきた取組を継承しつつ、社会環境の変化や子どもを取り巻く新しい課題にも対応しながら、より実効性のある施策を進めていきます。第５次計画では、アンケート調査等から見えてきた課題（「本を読むことへの好感度は高いものの、この好感度が必ずしも実際の読書習慣や読書量に結びついていないこと」「本の情報の入手方法で「インターネット」の割合が大きく増加しているものの、本を読みたいときには電子書籍よりも本を選ぶ人が大半であること」「様々な背景を持つすべての子どもたちのためにその子のペースや特性に合わせて、本と出会う機会を作る必要があること」）を踏まえ、次の３つを取組を進めるための新たな視点と捉えて、子どもが本を通して成長し、地域全体で子どもの読書活動を育むための施策を展開していきます。

- **読書への関心を高める工夫** － 子どもが「本を読んでみたい」と感じるきっかけを広げ、日常生活の中で自然に読書に親しめる環境を整えます。

- **デジタル社会の急速な変化への対応** － 電子書籍等、新しい読書のかたちを取り入れ、紙とデジタルの両面から読書の楽しさを支えます。

- **すべての子どもたちの読書機会の確保** － 一人ひとりの状況に応じた支援を進め、すべての子どもが等しく読書の喜びを感じられる社会を目指します。

1　家庭における読書活動への支援

家庭は、子どもにとって最も身近で、心と生活の基盤となる場です。子どもは、家族との触れ合いの中で言葉や感情を育み、様々な経験を通して成長していきます。乳幼児期からの家庭での読書体験は、言葉の発達や想像力を育て、心を豊かにする大切な機会となります。家庭では、子どもの発達段階に応じて本に触れる時間を持ち、本を通して感じる喜びや感動を家族で分かち合うことが望まれます。そのため、親子で本を楽しむ時間を促進するとともに、保護者が読書の意義を理解し、日常生活の中で子どもと一緒に本を手に取るきっかけをつくる取組を進めます。

子どもの読書活動を家庭から支えられるようにするため、啓発活動や情報発信を行い、保護者が必要な知識や方法を学べる機会を提供します。

取組	事業内容	担当課
ブックスタート関連事業	○１歳６か月児健診対象者とその保護者が、絵本を通じて楽しいひとときを過ごし、乳幼児期からの読書推進の重要性を知ることができるよう、ブックスタート事業を継続して実施する。 【主な内容】 ・ブックスタート事業の実施 ・子育て応援メッセにおいてブックスタート事業の展示ブースを出展	総合市民図書館
	○ブックスタート事業に参加できなかった対象者に絵本を届け、楽しさを体験することができる機会を確保する。 【主な内容】 ・集団健診外の経過検診等でのブックスタート・パックの配布	親子すこやか課
	○乳幼児とその保護者に向けて、読書機会を提供する。 【主な内容】 ・地域版子育て応援メッセにおけるブックスタート事業との連携	生涯学習総務課 （各市民センター）

取組	事業内容	担当課
おはなし会等の開催	○地域の図書館・図書室において、おはなし会を実施し、本に親しむ環境づくりを行う。 【主な内容】 ・地域の図書館・図書室において、年齢に応じたおはなし会の実施 ・来館する近隣施設の子どもたちを対象にしたおはなし会の実施	総合市民図書館
	○学校において、おはなし会を実施し、本に親しむ環境づくりを行う。 【主な内容】 ・おはなし会の実施	教育指導課
	○子育て支援センター等で絵本と親しむ機会を多く持ち、充実できるよう読み聞かせの機会を積極的に設ける。 【主な内容】 ・子育て支援センター等における、絵本の読み聞かせの実施	親子すこやか課
	○青少年会館、児童館、地域子どもの家等の青少年施設において、おはなし会等読み聞かせの実施を継続し、本に親しむことのできる環境を整える。 【主な内容】 ・青少年会館、児童館、地域子どもの家等の青少年施設における読み聞かせの実施	青少年課
	○各施設において、図書コーナーの設置やおはなし会等読み聞かせの実施を継続し、本に親しむことのできる環境を整える。 【主な内容】 ・地域の図書館・図書室におけるおはなし会への参加 ・ボランティアによるおはなし会の実施	保育課
	○各市民センターにおいて、本に親しむ機会の充実を図ることを目的に、子どもを対象としたおはなし会を実施する。 【主な内容】 ・各市民センターにおけるおはなし会の実施	生涯学習総務課 （各市民センター）

取組	事業内容	担当課
子どもの読書活動に関する情報発信事業の充実	○『広報ふじさわ』『図書館だより』、図書館ホームページ等、様々な媒体を活用し、子育て家庭に向けて子どもの読書活動に関する情報を充実させ、発信をする。 ○子育て支援センターや巡回子育てひろば等の事業と連携し、子どもが読書に親しむ機会を設け、情報発信を行う。 ○テーマによる図書の展示等、子どもの年齢や興味に応じて様々な図書を紹介する。 【主な内容】 ・様々な媒体を利用した読書活動に関する情報の発信 ・様々な事業と連携した情報の発信 ・展示ブースを利用した図書の展示、図書の紹介	総合市民図書館
	○外出が困難で、読書活動に支援が必要な子どもとその保護者に対し、適切な情報提供や相談に対応する。 【主な内容】 ・疾患等があり集団健診が難しい子どもを対象に経過検診療養生活相談を実施し、ブックリスト等を配布	親子すこやか課
子どもの読書活動に関する啓発活動の充実	○ブックリストの内容を充実し、配布等、各施設、学校等における読書活動啓発の取組を支援する。 ○子どもと読書に関するリーフレット等の作成により、子どもの読書活動推進に関する保護者や子どもの周りの大人の理解の深化を図る。 ○地域の子どもに関わる施設・団体へ連携事業ガイドを配布する等、事業説明を行い、利用してもらうとともに、発達段階に応じたブックリストの配布、その他情報提供等により、子どもの読書活動の重要性への理解を深めていく。 【主な内容】 ・発達段階に応じたブックリストの作成と配布 ・子どもの読書活動に関するリーフレットの作成 ・地域の子どもに関わる施設・団体への連携事業ガイドの配布や説明の実施	総合市民図書館
	○母子健康手帳交付時や出生届出時、妊娠中の講座（マタニティクラス）、母子訪問指導等の機会を捉え、子どもと読書の啓発パンフレットを配布する等、保護者が子どもの読書に関心をもつ機会の拡充を図る。 ○子育て支援センターにおいて、絵本の読み聞かせを行うとともに、ブックリストや啓発リーフレットの配布を通じて子どもの読書活動に関	親子すこやか課

取組	事業内容	担当課
	する情報提供を行い、保護者と子どもが絵本に触れ合う機会を提供する。 【主な内容】 ・藤沢市こんにちは赤ちゃん事業[21]の訪問時、３歳６か月児健診対象者及び母子健康手帳交付時にリーフレット等を配布 ・母子健康手帳交付、出生届、マタニティクラス、母子訪問指導等の機会に啓発パンフレットを配布 ・子育て支援センターでブックリストや啓発リーフレット等を活用し、子どもの読書活動に関する情報提供を実施 ・絵本 de ハッピー等、イベントにおいて絵本の読み聞かせを実施	
	○保護者に対して、乳幼児期に本と関わることの大切さを園だより等を通じて伝える。 【主な内容】 ・保育参観及び、園だより等を通じて、子どもの読書活動の啓発の実施	保育課
子どもの読書活動に関する啓発活動の充実	○学校だよりや学校ホームページ、図書だより等の従来のツールに加え、保護者連絡ツール（すぐーる）を活用して、保護者に読書活動の取組をお知らせする。 ○学年に応じたブックリストや、児童生徒の実態に合わせて、学校図書館専門員がおすすめの本や新刊本等、本に関する情報を伝え、読書に親しむ機会を増やす。 【主な内容】 ・学校だよりや学校ホームページ、図書だよりを活用し、学校の図書館（図書室）の様子や読書活動の取組を紹介 ・学年別のブックリストを配布	教育指導課
	○青少年会館、児童館、地域子どもの家等の青少年施設の図書コーナーの選書においてブックリストを活用するとともに、ブックリストの配布を行い、乳幼児とその保護者が本に触れる環境の充実を図る。 【主な内容】 ・青少年会館、児童館、地域子どもの家等の図書コーナーでブックリストを活用した選書や配布	青少年課

※21 こんにちは赤ちゃん事業：生後４か月までの母子を全戸訪問して子どもの発育・発達等の支援を行う事業です。

取組	事業内容	担当課
子ども読書への関心を高める取組の推進	○子どもたちの興味や関心に応じた図書資料の充実を図るため、団体貸出等の連携事業を実施するとともに、学校からのフィードバックを基に資料の充実を図る。 【主な内容】 ・子どもの興味や関心に応じた図書資料の充実を図るため、学校の図書館（図書室）への団体貸出等の連携事業を行い、学校からの情報も活用した蔵書の充実	総合市民図書館

2　学校における読書活動の推進

学校は、子どもたちの読書習慣を形成し、言語能力や創造力、情報活用能力を育む上で重要な役割を担っています。

学校の図書館（図書室）は、読書を楽しむ読書センターや情報収集・活用の場としての学習・情報センターとして機能する重要な拠点であり、児童生徒が主体的に本に触れ、読書を楽しめる環境づくりを進めます。

また、児童生徒の成長と学びを支えるため、司書教諭や学校図書館専門員、図書ボランティアが連携し、学校の図書館（図書室）を活用しやすい環境を整え、読書活動を日常的に行えるよう取り組みます。

取組	事業内容	担当課
学校教育における読書活動の推進	○子どもたちがインターネットや携帯電話、ＳＮＳ等を通じて得られる情報について考え、学べるよう、デジタルリテラシーに関連した図書資料や教材を積極的に収集する。 ○学校からの図書資料等に関する相談に対応し、資料の団体貸出を行う。 【主な内容】 ・子どもがインターネットや携帯電話等を通じた情報について考え、学べるよう、関連する図書資料を収集 ・学校からの図書資料に関する相談に応じ、必要に応じて資料の団体貸出の実施	総合市民図書館
	○児童生徒に図書を含め、インターネットや携帯電話、スマートフォン等の情報メディアの適切な使い方や情報入手、利用の仕方等、情報活用能力の向上を図る。 ○地域の図書館・図書室と学校の図書館（図書室）担当者と連携した会議等を開催することによって、情報を共有する。 【主な内容】 ・学習指導要領に基づき、小学校、中学校において、それぞれ情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習指導の実施 ・学校図書館専門員連絡会や、研修会、藤沢市学校図書館協議会※22（ＳＬＡ）等において担当者による会議等を開催し学校の図書館（図書室）運営における現状や課題等の共有	教育指導課

※22 藤沢市学校図書館協議会：学校図書館協議会（ＳＬＡ）は、学校図書館の充実発展と青少年読書の振興を図るため、学校図書館活用や読書推進に関する調査研究、読書の振興と普及を図る各種コンクール等の活動を行う組織です。全国学校図書館協議会のほか、都道府県や市町村ごとの組織があり、藤沢市学校図書館協議会はその一つです。

取組	事業内容	担当課
学校の図書館（図書室）の環境整備	○学校の図書館（図書室）に関する資料を収集し、情報提供や個別の相談に対応する。 ○図書資料の団体貸出、リサイクル資料の提供や、資料紹介等を行うことにより、学校の図書館（図書室）資料の整備・充実の支援を行う。 【主な内容】 ・学校の図書館（図書室）に関する資料の収集を行い、情報提供や相談への対応 ・図書資料の団体貸出やリサイクル資料の提供	総合市民図書館
	○司書教諭が学校の図書館（図書室）の職務を円滑に行うことができるように、各学校の実情に応じ体制を整える。 ○学校図書館専門員合同研修会を行い、司書教諭と学校図書館専門員の役割や、読書指導等に関する研修や情報交換等を行う。 ○司書教諭・学校図書館専門員・図書ボランティアが協働して学校の図書館（図書室）を運営できるようにする。 ○地域の図書館・図書室と連携し、図書資料を充実させ、読書センター、学習・情報センターとしての機能を果たせるように、子どもたちの読書活動を推進する。 ○藤沢市立学校図書館運営指針に基づき、各学校において指導計画、学校の図書館（図書室）に係る年間計画等を定め、学校全体で計画的な取組を行い、読書指導、各教科・特別活動・総合的な学習の時間等においてさらなる学校の図書館（図書室）の利用を推進する。 ○藤沢市立学校図書館運営ガイドブックに基づき、司書教諭を中心とした校内の学校図書館運営体制を整えるとともに、教育文化センターや藤沢市学校図書館協議会（ＳＬＡ）、藤沢市小学校教育研究会※23等による、読書指導に関する研修を実施する。 【主な内容】 ・学校図書館担当者・学校図書館専門員合同研修会、藤沢市小学校教育研究会図書館部会を開催し、司書教諭の専門性向上や実践的な情報共有の実施 ・司書教諭、学校図書館専門員、図書ボランティアが連携・協力して、学校の図書館（図書室）の運営に取り組める体制の構築 ・図書資料の充実を図り、読書センター、学習・情報センターとしての学校の図書館（図書室）の機能の向上 ・指導計画や年間計画を各学校で策定し、教科・	教育指導課

※23 藤沢市小学校教育研究会：本市の教育の充実を図るため、市立小学校における教科等の課題の研究を行う組織です。

取組	事業内容	担当課
学校の図書館（図書室）の環境整備	特別活動・総合的な学習の時間の中での学校図書館活用の計画的な実行 ・藤沢市立学校図書館運営ガイドブックに基づき、司書教諭を中心とした運営体制を整えるとともに、教育文化センターや関係機関による読書指導に関する研修の実施	教育指導課

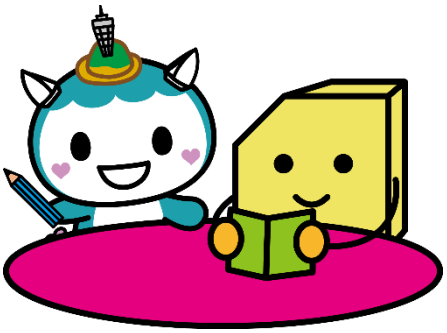

3 地域における読書活動の推進

地域社会は、子どもたちの読書活動を支える重要な基盤であり、子どもが本と出会い、楽しみ、学ぶことができる多様な機会を提供する役割を担っています。学校や家庭と連携しながら、地域全体で読書活動を広げることは、子どもの成長や学びをさらに豊かにします。

地域全体で読書活動を推進するため、子どもたちが本と触れ合いながら読書を楽しめる環境づくりを進めるとともに、読書の機会や体験を充実させるため、地域の学校や施設が連携し、発達段階に応じた支援を行います。

また、子どもたちの豊かな読書環境を支えるため、読書活動に関わるボランティアの育成や活動支援を行い、ＩＣＴを活用した読書の魅力やデジタル環境での学びの体験機会の提供にも取り組みながら、地域全体で読書推進の基盤を強化します。さらに、子どもたちが本と触れ合い、読書を通じて成長できる環境を提供することを目的に、地域の子どもに関わる施設・団体が協力し合い、一体となった取組を進めます。

取組	事業内容	担当課
様々な機会を通じた子どもの読書活動に関する取組の推進	○子ども読書の日や読書週間※24等にあわせて行事等を実施し、広く子どもの読書活動に対する理解や関心を深める。 ○子どもと読書に関する講座・講演会を開催し、子どもの読書活動推進に関する保護者や子どもの周りの大人の理解の深化を図る。 ○子どもの読書への関心を高めることができるよう、一日子ども司書体験、ＰＯＰ作成、みんなでつくろう！本の木等の事業を実施する。 ○学校との連携を深め、職場体験等を積極的に受け入れる。 ○地域の図書館・図書室と連携し、図書館での職業体験等を行ったり、地域の図書館・図書室の職員の業務を知ったりすることで、子どもの読書活動を推進する。 ○学校や、地域の子どもに関わる施設・団体等による施設見学等を積極的に受け入れる。 【主な内容】 ・子ども読書の日や読書週間にあわせた行事等を実施 ・保護者や子どもに関わる大人の理解を深めるため、講座・講演会等を実施 ・一日子ども司書体験やＰＯＰ作成、みんなでつくろう！本の木等、子どもや子どもに関わる大人が主体的に読書に関わる活動を実施	総合市民図書館

※24 読書週間：毎年 11 月３日（文化の日）を中心とした前後２週間の期間のことで、全国各地で本や読書に親しむためのさまざまな行事が行われています。また、毎年４月 23 日～５月 12 日の約３週間の期間は「こどもの読書週間」であり、子どもに本を勧めるとともに、大人が子どもの読書の大切さを考える機会として、図書館や書店、学校等を中心にさまざまな行事が行われています。

取組	事業内容	担当課
様々な機会を通じた子どもの読書活動に関する取組の推進	・学校や地域の子どもに関わる施設・団体と連携し、地域の図書館・図書室での職業体験や施設見学を実施	
様々な機会を通じた子どもの読書活動に関する取組の推進	○子ども読書の日や読書週間等を使って、児童生徒が、授業や図書委員会においてビブリオバトル※25やＰＯＰ作成を行うことで読書への関心を高める。 ○図書館での職業体験、館内見学を行い、地域の図書館・図書室の職員の業務を知ることで、子どもの読書活動を推進する。 【主な内容】 ・子ども読書の日や読書週間等の機会を活かし、授業や図書委員会活動でビブリオバトルやＰＯＰ作成の実施 ・中学校の職場体験先及び、小学校の図書館見学先として、地域の図書館・図書室の利用	教育指導課
電子図書サービスの普及	○電子書籍を気軽に手に取れる機会を増やす。 【主な内容】 ・電子書籍の充実 ・電子図書サービスの普及を図るための周知	総合市民図書館
地域との連携による子ども読書活動の推進	○地域の子どもに関わる施設・団体に向けて、連携事業ガイドを配布し、また、事業説明を実施する等、子どもの読書活動の重要性への理解を深める。 【主な内容】 ・地域の子どもに関わる施設・団体へ連携事業ガイドを配布	総合市民図書館
	○図書コーナーにおいて、ブックリストを活用し、各施設で子どもたちの発達段階に応じた本や資料を選定し、子どもたちの読書への関心を深める。 ○子どもの読書活動に関するリーフレットや研修会の案内を幼稚園教諭や保育士に情報提供する。 ○各施設において、絵本コーナーの充実を図る。 【主な内容】 ・図書コーナーにおいて、ブックリストを参考に各施設が発達段階に応じた本や資料を選定し、紹介 ・子どもの読書活動に関するリーフレットや研修	保育課

※25 ビブリオバトル：発表者が読んで面白いと思った本を一人５分程度で紹介し、その発表に関するディスカッションを２～３分程度行います。すべての発表が終わった後に、どの本が一番読みたくなったかを多数決で決める書評合戦です。

取組	事業内容	担当課
地域との連携による子ども読書活動の推進	会の案内等を、幼稚園教諭や保育士への提供 ・総合市民図書館からリサイクルブックフェアを通じて児童図書を受け入れ、子どもが本に親しむ環境の整備	
地域との連携による子ども読書活動の推進	○児童クラブや放課後児童クラブ等において、図書コーナーの充実を図るとともに、新設される児童クラブには図書コーナーを設置・整備する。 ○児童クラブ長会議等において、地域の図書館・図書室事業の紹介を行い、各施設の図書館の団体利用等の促進を図る。 【主な内容】 ・児童クラブや放課後児童クラブにおいて図書コーナーの充実 ・児童クラブ長会議等を通じて地域の図書館・図書室の事業紹介の実施 ・総合市民図書館からリサイクルブックフェアを通じて児童図書を受け入れ、子どもが本に親しむ環境の整備	青少年課
読書活動に関するボランティアの養成と活動促進	○子どもの読書に関わる様々なボランティアの養成、及び、地域の子どもに関わる施設・団体での受入を支援する。 ○子どもの読書活動に関わるボランティアを対象とした研修会、交流会、講座を行い、情報共有及び人材の育成を図る。 【主な内容】 ・子どもの読書活動に関わる多様なボランティアを養成し、地域の子どもに関わる施設等での受入を支援 ・ボランティアを対象とした研修会・交流会・講座・連絡会を実施	総合市民図書館
	○児童クラブ長会議や児童館・地域子どもの家運営委員長会議等において、図書館と連携し、子どもの読書に関わる情報提供を行うとともに、各施設に関わるボランティア等が活用できる環境を整える。 【主な内容】 ・児童クラブ長会議や児童館・地域子どもの家運営委員長会議等において地域の図書館・図書室と連携した子どもの読書に関する情報提供の実施	青少年課
	○各学校の実情に応じた図書ボランティアの受け入れや育成に関する情報を共有し、効果的な支援体制を築く。 【主な内容】 ・各学校の実情に応じて、図書ボランティアの受入や育成に関する情報共有の実施	教育指導課

4　専門・関係機関による読書活動の支援と連携

専門・関係機関は、子どもたちの読書活動を支える上で重要な役割を担っています。地域の図書館・図書室や学校の図書館（図書室）、地域が連携することで、すべての子どもたちが本と触れ合い、学ぶ機会を得られる豊かな読書環境を提供します。

地域の図書館・図書室や学校の図書館（図書室）では、子どもたちが本に親しみやすい空間を整備し、展示や配架を工夫することで、読書への関心を高めます。さらに、電子図書サービスや多言語情報の提供等、時代の変化や多様なニーズに対応し、障がいのある子どもや外国につながりのある家庭の子ども等、多様な背景や特性を持つ子どもたちが安心して読書に親しめる環境づくりと必要な支援を進めます。

中学生期・高校生期のヤングアダルト層については、読書を人生や学びに活かす重要な時期であることを踏まえ、ワークショップや体験型事業を実施し、興味関心に応じた本との出会いや地域の図書館・図書室や学校の図書館（図書室）の利用を促進します。

取組	事業内容	担当課
すべての子どもに対する読書支援	○様々な人が利用できるような資料を充実させる。 ○子どもが気軽に相談できる環境を整える。 ○担当課と子どもと関わる専門・関係機関との連携を促進する。 【主な内容】 ・点字付き図書や外国語資料、大活字本、ＬＬブック※26等の情報を収集し、様々な背景を持つ子どもが利用できる「りんごの棚」等、図書資料を整備 ・職員の知識向上、職員体制やレファレンスサービスの充実	総合市民図書館
	○外国につながりのある子どもや保護者が、状況に応じて、必要な資料や機会を活用できるよう、広く周知に努める。 【主な内容】 ・『ふじさわ生活ガイド』等多言語情報の地域の図書館・図書室への提供	人権男女共同平和国際課
図書館等の環境づくり	○子どもたちが落ち着いて過ごすことができる空間づくりを行う。 ○本を読む場所にとどめない居場所づくりを行う。 ○地域の図書館・図書室における児童サービスの位置づけについて職員間での意識共有を行う。	総合市民図書館

※26　ＬＬブック：知的障がいや学習障がいの人等が読みやすくわかりやすいように、やさしく書き直す等、図や写真を多く用いる等の工夫をした本のことです。スウェーデン語の「ｌａｔｔｌａｓｔ」（「やさしく読める」の意味）からＬＬブックと呼んでいます。

取組	事業内容	担当課
図書館等の環境づくり	○藤沢市子ども読書活動推進会議を開催し、各年度の進捗状況の管理を行うとともに、意見交換や情報収集を行い、計画の効果的な推進及び周知を図る。 【主な内容】 ・地域の図書館・図書室における配架・展示・掲示等の工夫 ・地域社会の多様なニーズに対応する機能を備えた場としての充実 ・職員間での意識共有を図るための研修の実施 ・藤沢市子ども読書活動推進会議の開催	総合市民図書館
	○市内小中学校５４校の学校図書館の環境を整備し、子どもたちにとって利用しやすい学校図書館にする。 【主な内容】 ・市内小中学校５４校の学校図書館において、子どもたちが利用しやすい環境の整備	教育指導課
ヤングアダルト層の読書活動の推進	○子どもたちの読書活動につながるようニーズの把握に努め、収集方針に基づき多様な資料を収集し、図書館利用のきっかけとなるような事業等の実施に努める。 【主な内容】 ・中学生期、高校生期の子どもが地域の図書館・図書室に親しめる事業の実施	総合市民図書館

資料編

1 第５次藤沢市子ども読書活動推進計画の策定経過

実施日	会議名、内容等
2024年（令和６年） ７月23日	第１回　藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会 ・「藤沢市子ども読書活動推進計画」について ・改定スケジュール及び作業部会について ・実施事業評価について（各課報告） ・アンケート調査項目について
８月22日	第２回　藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会 ・計画の点検評価について ・アンケート調査項目について
９月11日	第１回　藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会 ・委員長及び副委員長選出 ・「藤沢市子ども読書活動推進計画」及び改定スケジュールについて ・実施事業評価及び点検評価について ・アンケート調査の実施について
12月１日～12月27日	藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査実施
2025年（令和７年） １月22日	第３回　藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会 ・アンケート調査　中間報告 ・子ども読書活動推進計画（案）について
２月12日	第４回　藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会 ・アンケート調査　中間報告 ・子ども読書活動推進計画（案）について ・今後のスケジュールについて
２月27日	第２回　藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会 ・アンケート調査について ・藤沢市子ども読書活動推進計画（案）について
５月29日	第５回　藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会 ・アンケート調査報告書（案）について ・実施事業評価報告書・体系表（案）について
６月26日	第３回　藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会 ・アンケート調査について ・藤沢市子ども読書活動推進計画（案）について ・今後のスケジュールについて

実施日	会議名、内容等
８月７日	第４回　藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会 ・藤沢市子ども読書活動推進計画（案）について ・重点項目について ・今後のスケジュールについて
９月８日～10月30日	藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査追加実施
10月30日	第５回　藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会 ・第３回及び第４回　藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会議事録の確認 ・ふじさわ子ども読書プラン2030～第５次藤沢市子ども読書活動推進計画～（素案）について ・今後のスケジュールについて
2025年（令和７年） 12月10日～ 2026年（令和８年） １月10日	パブリックコメント（市民意見公募）の実施
１月15日	第６回　藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会 ・パブリックコメントについて ・ふじさわ子ども読書プラン2030～第５次藤沢市子ども読書活動推進計画～（素案）について

2 藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱・委員名簿

（1）藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱

（趣旨）

第１条　藤沢市における子どもの読書活動を推進するため、子どもの読書活動に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第９条第２項の規定に基づき、「藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という）を策定（改定）し、子どもの読書活動に係わる施策の推進を図るため、藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（１）　計画の策定（改定）に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項。

（組織）

第３条　委員会の委員は、８名以内とする。

（委員）

第４条　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　学校教育関係者

（３）　幼児教育関係者

（４）　社会教育関係者

（５）　子どもの読書活動推進関係者

（６）　行政関係者

（７）　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、委嘱の日から計画策定年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会には、委員長及び副委員長を各１名置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第７条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（作業部会）

第８条　第２条の所掌事務の細部について検討するため、市職員等で組織する作業部会を置くことができる。

（意見の聴取）
第９条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明または意見を聞くことができる。
（秘密の保持）
第 10 条　委員は委員会の中で知ることができた個人の情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。
（報酬）
第 11 条　委員会の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則（昭和 43 年規則第 22 号）に定めるところによる。
（庶務）
第 12 条　委員会の庶務は、生涯学習部総合市民図書館において総括し、及び処理する。
（委任）
第 13 条　この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、平成 16 年 11 月９日から施行する。
２　この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。
３　この要綱は、平成 25 年４月１日から施行する。
４　この要綱は、令和６年８月１日から施行する。

（２）藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

● 令和６年度

（委員名は順不同。敬称略）

	委員名	選出区分	備考
委員長	菊地　彰子	学識経験者	
副委員長	中村　江梨子	子どもの読書活動推進関係者	図書館・図書室おはなし会ボランティア
委員	梶浦　いづみ	学校教育関係者	藤沢市小学校校長会
委員	松原　保	学校教育関係者	藤沢市中学校校長会
委員	横山　流	幼児教育関係者	特定非営利活動法人藤沢市幼稚園協会
委員	小笠原　貢	社会教育関係者	
委員	小林　良	公募委員	
委員	藤平　美香子	公募委員	

【事務局（総合市民図書館）】

石塚　義之	館長
増田　弓子	主幹
佐々木　彩子	館長補佐
小野　雅俊	上級主査
多田　若菜	主任

● 令和７年度

（委員名は順不同。敬称略）

	委員名	選出区分	備考
委員長	菊地　彰子	学識経験者	
副委員長	中村　江梨子	子どもの読書活動推進関係者	図書館・図書室おはなし会ボランティア
委員	梶浦　いづみ	学校教育関係者	藤沢市小学校校長会
委員	栫　陽子	学校教育関係者	藤沢市中学校校長会
委員	横山　流	幼児教育関係者	特定非営利活動法人藤沢市幼稚園協会
委員	小笠原　貢	社会教育関係者	
委員	小林　良	公募委員	
委員	藤平　美香子	公募委員	

【事務局（総合市民図書館）】

饗庭　寛子	館長
増田　弓子	主幹
高田　ひとみ	館長補佐
小野　雅俊	上級主査
多田　若菜	主任

3 藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会設置要綱・委員名簿

（1）藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　本市の子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、「藤沢市子ども読書活動推進計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱」第８条に基づき、藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　作業部会は、藤沢市子ども読書活動推進計画の策定に向け、調査及び検討を行うものとする。

（組織）

第３条　作業部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織し、別表１に掲げる関係課の原則として上級主査級以上の職員をもって構成する。

（部会長及び副部会長）

第４条　部会長は、総合市民図書館職員をもって充てる。

２　部会長は、作業部会を代表し、その所掌事項を総括する。

３　副部会長は、生涯学習総務課職員をもって充てる。

４　副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　作業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

（意見聴取）

第６条　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

（庶務）

第７条　作業部会の庶務は、総合市民図書館において総括し処理する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。

この要綱は、平成 25 年７月１日から施行する。

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年６月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

＜別表１＞

部 会 長	総合市民図書館
副部会長	生涯学習総務課 （生涯学習担当）
委　　員	教育指導課 小学校教諭 中学校教諭 総合市民図書館 親子すこやか課 親子すこやか課（保健師） 保育課（保育士） 青少年課

（２）藤沢市子ども読書活動推進計画作業部会委員名簿

● 令和６年度

（委員名は順不同。敬称略）

	委員名	部署名	役職名
部会長	増田　弓子	総合市民図書館	主幹
副部会長	菅谷　和彦	生涯学習総務課（生涯学習担当）	上級主査
委員	関　雄樹	教育指導課	指導主事
委員	國藤　小百合	小学校教諭	教諭
委員	東條　昭江	中学校教諭	教諭
委員	佐藤　純恵	子育て企画課	課長補佐
委員	小峰　幸	保育課（保育士）	課長補佐
委員	竹内　孝太	青少年課	主査
委員	小林　綾子	健康づくり課（保健師）	上級主査

【事務局（総合市民図書館）】

佐々木　彩子	館長補佐
小野　雅俊	上級主査
多田　若菜	主任

● 令和７年度

（委員名は順不同。敬称略）

	委員名	部署名	役職名
部会長	増田　弓子	総合市民図書館	主幹
副部会長	菅谷　和彦	生涯学習総務課（生涯学習担当）	上級主査
委員	大村　晴仁	教育指導課	指導主事
委員	國藤　小百合	小学校教諭	教諭
委員	東條　昭江	中学校教諭	教諭
委員	佐藤　純恵	親子すこやか課	課長補佐
委員	小林　綾子	親子すこやか課	上級主査
委員	小峰　幸	保育課（保育士）	課長補佐
委員	高木　紗百合	青少年課	主査

【事務局（総合市民図書館）】

高田　ひとみ	館長補佐
小野　雅俊	上級主査
多田　若菜	主任

4　藤沢市子ども読書活動推進会議の設置及び運営に関する要綱

（目的及び設置）
第１条　子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、藤沢市における子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、藤沢市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　推進会議は、前条の目的達成のため、次に掲げる事項を所掌する。
（1）子どもの読書活動推進のための施策に関すること。
（2）「藤沢市子ども読書活動推進計画」の見直しに関すること。
（3）子どもの読書活動推進に関わる施設及び機関等との情報交換に関すること。
（4）その他、子どもの読書活動推進に必要な事項に関すること。
（組織）
第３条　推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。
２　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
（会長及び副会長）
第４条　会長は、推進会議を代表し、その所掌事項を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　推進会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
（意見聴取）
第６条　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
（作業部会）
第７条　会長は、必要に応じて作業部会を設け、推進会議の所掌事務について調査又は研究をさせることができる。
（庶務）
第８条　推進会議の庶務は、総合市民図書館において処理する。
（委任）
第９条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成 18 年７月１日から施行する。
２　この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。
３　この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。
４　この要綱は、平成 25 年７月１日から施行する。
５　この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。
６　この要綱は、令和６年６月１日から施行する。
７　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

＜別表１＞

会　長	生涯学習総務課長
副会長	教育指導課長
委　員	教育総務課長
	親子すこやか課長
	保育課長
	青少年課長
	総合市民図書館長

5 パブリックコメント（市民意見公募）の実施概要と結果

（1）パブリックコメントの概要

- **内容**　「ふじさわ子ども読書プラン 2030」第５次　藤沢市子ども読書活動推進計画（素案）について
- **実施期間**　2025 年（令和７年）12 月 10 日～2026 年（令和８年）１月 10 日
- **周知方法**　「広報ふじさわ」でお知らせを行い、各市民図書館、各市民図書室、市役所（本庁舎、分庁舎）総合案内、市政情報コーナー、各市民センター、公民館で素案を配布するとともに、市のホームページ「パブリックコメント」に掲載しました。
- **募集方法**　各市民図書館、各市民図書室へ直接持参、総合市民図書館へ郵送、ファクス、インターネットによる募集を行いました。

（2）実施結果

- **意見等の提出人数**　19 通
- **意見等の総件数**　68 件
- **意見等の内容別件数内訳**

分類	件数	分類	件数
①全体について	10件	⑦ボランティア	4件
②学校における読書活動の充実・整備	19件	⑧本と触れ合う機会	4件
③学校図書館と市民図書館の連携	4件	⑨おはなし会、ブックトーク	5件
④市民図書館の充実・整備	12件	⑩計画の推進	2件
⑤市民図書館の情報提供	1件	⑪その他	4件
⑥子どもの身近にいる大人への働きかけ	3件	合計	68件

6 関係法令

（1）子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号）

（目的）

第１条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第２条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第３条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第６条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第７条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第８条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第９条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第 10 条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第 11 条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（２）子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議

（平成 13 年 11 月 28 日衆議院文部科学委員会）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1　本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2　民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3　子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4　学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5　子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6　国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

7 参考文献及び資料一覧

この計画の策定にあたり、参考とした資料は次のとおりです。

・「図書館情報学用語辞典　第５版」
日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編　2020 年（令和２年）８月

・新・こどもの本と読書の事典
黒澤　浩　他　編著　2004 年（平成 16 年）４月

・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
文部科学省　2023 年（令和５年）３月

・「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」
神奈川県教育委員会　2024 年（令和６年）３月

・「令和７年度　藤沢市子ども読書活動推進計画改定にかかるアンケート調査報告書」
藤沢市総合市民図書館　2025 年（令和７年）11 月

みんなで見守ろう
子どもの読書

キュンと藤沢
するまち。

ふじさわ子ども読書プラン 2030
第５次　藤沢市子ども読書活動推進計画
2026 年（令和８年）３月発行
発行：藤沢市
編集：藤沢市総合市民図書館
〒252－0804　神奈川県藤沢市湘南台７丁目 18 番地の２
ＴＥＬ　0466－43－1111　ＦＡＸ　0466－46－1130
ホームページ　https://www.lib.city.fujisawa.kanagawa.jp/